

# I 基本的事項

---

I 基本的事項



## 第1章 計画の策定方針

### 第1節 計画策定の背景と趣旨

上郡町の地域防災計画は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を生かし、平成9年に抜本的な見直しを行い、平成17年には前年の台風21号の被害等を受け、見直しを行った。さらに、平成21年に集中豪雨災害が発生し大きな被害を受け、平成23年に再度抜本的な見直しを行った。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災ではこれまでの防災力を上回る災害が襲いかかり、日本全国の防災力を見直さなければならない状況に至り、災害対策基本法が二度も大幅に改正された。

その後も、異常気象に伴う豪雨災害や巨大地震は後をたたず、甚大な被害が起きている。平成28年4月には震度7の巨大地震に2回も襲われた熊本地震、平成30年6月には震度6弱を観測した大阪府北部地震、同年9月には日本で初めて電力会社が管轄する地域のすべてが停電となる「ブラックアウト」の原因となった北海道胆振東部地震が発生している。豪雨災害においては、平成30年7月に九州から北海道地方で梅雨前線及び台風7号による記録的な大雨による浸水被害や土砂災害が発生し、令和元年10月には台風19号による大雨、暴風等により、関東甲信地方、東北地方の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、浸水害が発生し、家屋被害だけでなく、電気・水道・道路・鉄道等のライフラインへの甚大な被害が発生しており、頻発・激甚化する豪雨災害や大規模地震等への対応を図る必要が生じている。

また、こうした大規模災害では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しく、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合もあり、自助・共助を効果的に活用することが不可欠となっている。いつ起こっても不思議でない災害、進む高齢化に対応するにはこの自助・共助の力を向上させる必要があり、その対応として上郡町では、平成29年3月に自主防災組織育成計画を策定し自主防災組織のさらなる充実に向けた取り組みを進めている。

そこで、これまでの大規模災害の教訓を基に見直しが行われている国・県の各種法令や計画等への対応と、自主防災組織育成計画を踏まえ、現行の地域防災計画の見直しを行った。

### 第2節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、町・県及び関係機関並びに住民が連携してその有する全機能を発揮し、町の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第3節 計画で扱う災害の範囲

この計画は、災対法に基づき、風水害、土砂災害、地震災害、大規模事故及び健康危機の対応について定めたものである。



## 第4節 計画の構成

この計画は、災対法に基づく地域防災計画について一体的に取りまとめた総合防災計画である。計画の構成は「基本的事項」、「災害予防計画」、「災害応急対応計画」、「災害復旧計画」、「災害復興計画」、「業務継続計画」の6部構成とし、「災害応急対応計画」については、対策を容易に進めるため時系列的に体系化した。

## 第5節 他の計画との関係

この計画のうち、地域防災計画である風水害対策（土砂災害を含む）、地震災害対策、大規模事故等対策は、災対法に基づき、上郡町の地域内で発生する災害から住民（来訪者を含む）の生命及び財産を守ることを目的に定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び兵庫県地域防災計画に整合性を保つよう定めた。

## 第6節 計画の修正

この計画は、災対法第42条に基づき、上郡町の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、上郡町防災会議（以下「防災会議」という。）において修正する。したがって、関係機関は関係のある事項について検討し、毎年町防災会議が指定する期日までに計画修正案を防災会議事務局に提出しなければならない。また、計画策定から5年を経過した場合は、防災会議において計画全体の見直しを実施する。

防災会議の会長は、計画を修正する場合は、知事との協議を踏まえ防災会議において修正し、修正後はその要旨を公表する。ただし、軽易な修正内容については、会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

## 第7節 計画の習熟

上郡町長は、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第8節 計画の効果的推進

計画の効果的な推進を図るためには、公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動に努めるものとする。

また、男女双方の視点に配慮した減災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大等男女共同参画に努めるものとする。

## 第2章 防災機関の業務大綱

○災害に対応するために、各機関が実施すべき役割は概ね次のとおりとする。

### 第1節 町

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
上 郡 町	●				<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する組織の整備</li> <li>○防災に関する施設及び設備の整備及び点検</li> <li>○防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検</li> <li>○自主防災組織等の住民防災組織、ボランティア団体等の育成、指導に関すること</li> <li>○防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること</li> </ul>
		●			<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難の指示又は誘導</li> <li>○情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>○被災者に対する援助及び救護措置</li> <li>○災害時における応急教育</li> <li>○緊急輸送の確保</li> <li>○災害時における保健衛生</li> <li>○その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止措置</li> </ul>
			●		<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設及び設備の復旧事業</li> <li>○くらし及び産業の復旧事業</li> </ul>
				●	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設及び設備の復興事業</li> <li>○くらし及び産業の復興事業</li> </ul>

I 基本的事項

○平常時から災害対応における事務分掌は、次のとおりとする。

部室名	班名	主に担当する部署	事務分掌	対応			
				平常時	警戒本部 初動期	災害対策本部 活動期	復旧期
本部事務局	統括班 ◎	住民課 企画広報課	◎本部事務局及び本部事務局統括班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関すること	●	●		
			本部会議に関すること	●	●	●	●
			本部の設置及び閉鎖に関すること	●	●	●	●
			県及び関係機関との連絡調整、連携に関すること	●	●	●	●
			自衛隊及び関係機関への応援要請に関すること			●	●
			災害救助法の要請及び激甚災害指定の申請に関すること			●	●
			災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整に関すること			●	●
			民間事業者との連携に関すること	●			
			地域防災活動の支援に関すること	●			
			自主防災組織、企業、住民等への防災訓練の実施及び防災知識の普及に関すること	●			
			職員の災害対応能力の向上に関すること	●			
			防災計画及び水防計画の実施について連絡・調整に関すること	●	●	●	●
			避難所の指定等に関すること	●			
			避難情報の発令、警戒区域設定に関すること		●	●	●
			避難所の開設、及び閉鎖の指示に関すること		●	●	●
			災害用物資等の備蓄に関すること	●			
			防災用施設・設備の整備・運用等に関すること	●			
			緊急輸送体制の調整に関すること	●			
			孤立集落対策に関すること	●			
消防団に関すること	●	●	●	●			
災害対応の検証に関すること	●		●	●			
その他災害応急対策全般に関すること	●	●	●	●			
総務部	総務班 ◎	議会事務局 総務課	◎総務部及び総務部総務班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関すること	●	●		
			職員の動員及び配備体制等に関すること		●	●	●
			情報の整理・分析及び報告・指示に関すること	●	●	●	●
			被災者支援の総合調整に関すること	●		●	●
			災害復旧・復興対策の総合調整に関すること				●
国、県への要望事項の取りまとめに関すること			●	●			
視察、見舞い等来庁者の応接に関すること			●	●			

第2章 防災機関の業務大綱

I 基本的事項

部室名	班名	主に担当する部署	事務分掌	対応			
				平常時	警戒本部	災害対策本部	
					初動期	活動期	復旧期
			町議会との連絡・調整に関する事	●	●	●	●
			その他、他の所管に属さないこと				●
	管財班	財政管理課	総務部管財班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関する事	●	●		
			庁用車両の維持管理、及び自動車の借上げ等に関する事	●	●	●	●
			物資等の輸送に関する事	●		●	●
			町有施設に関する事	●	●	●	●
			物資の調達、救援物資の受付及びその配分に関する事	●	●	●	●
			臨時ヘリポート開設に関する事			●	●
	情報・広報班	企画広報課	総務部情報・広報班統括		●	●	●
		議会事務局	職員の参集及び活動に関する事	●	●		
		財政管理課	電話受付に関する事	●	●	●	●
		総務課	自治会、関係機関への情報の収集・伝達に関する事	●	●	●	●
		会計課	交通機関の運行状況に関する事		●	●	●
		税務課	ライフライン事業者との連絡調整に関する事	●	●	●	●
			災害広報に関する事		●	●	●
			報道機関への情報発信及び伝達に関する事	●	●	●	●
			被害情報の整理に関する事		●	●	●
			災害の記録に関する事		●	●	●
			通信の確保に関する事	●	●	●	●
	調査班	税務課	総務部調査班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関する事	●	●		
			住家被害調査に関する事	●			●
			り災証明の発行に関する事				●
			町税の減免、徴収猶予に関する事				●
	出納班	会計課	総務部出納班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関する事	●	●		
			災害対策用物資の出納に関する事				●
			災害関係費の審査、支払いに関する事				●
			見舞金、義援金の出納に関する事	●			●
			義援金の配分に関する事				●
			災害に関する予算措置に関する事	●			●
	機動協力班	議会事務局	総務部機動協力班統括		●	●	●
		財政管理課	職員の参集及び活動に関する事	●	●		
		総務課	災害時の初動実働に関する事(他班・他部への応援を含む)		●	●	●
		会計課					
		税務課					

第2章 防災機関の業務大綱

I 基本的事項

部室名	班名	主に担当する部署	事務分掌	対応						
				平常時	警戒本部	災害対策本部				
					初動期	活動期	復旧期			
厚生部	民生班 ◎	健康福祉課 国保介護支援課	◎厚生部及び厚生部民生班統括		●	●	●			
			職員の参集及び活動に関する事	●	●					
			ボランティア活動に関する事	●						
			災害ボランティアに関する事	●	●	●	●			
			要配慮者対策全般に関する事	●	●	●	●			
			社会福祉施設・医療機関等の安全対策に関する事	●						
			福祉施設との連携、支援等に関する事	●	●	●	●			
			福祉避難所の開設支援に関する事		●	●	●			
			被災者の生活再建支援に関する事	●			●			
			社会福祉協議会との連絡・調整に関する事	●	●	●	●			
	医療班	健康福祉課 国保介護支援課	厚生部医療班統括		●	●	●			
			職員の参集及び活動に関する事	●	●					
			救出・救助者の救護に関する事	●	●	●	●			
			医療、助産に関する事	●	●	●	●			
			医療品、衛生資材の調達及び斡旋に関する事	●	●	●	●			
			日本赤十字社との連絡調整に関する事	●		●	●			
			感染症の予防及び防疫に関する事				●			
	環境衛生班	住民課	厚生部環境衛生班統括		●	●	●			
			職員の参集及び活動に関する事	●	●					
			塵芥、し尿の処理及び清掃に関する事	●			●			
			毒、劇物、有害物質等の流出等の対応に関する事	●	●	●	●			
			遺体の収容及び埋葬等に関する事			●	●			
			病害虫の防除に関する事				●			
			環境保全対策に関する事	●			●			
			ペットに関する事	●			●			
			機動協力班	健康福祉課 国保介護支援課	厚生部機動協力班統括		●	●	●	
					職員の参集及び活動に関する事	●	●			
					災害時の初動実働に関する事（他班・他部への応援を含む）		●	●	●	
			建設産業部	建設班 ◎	建設課 地域振興課 農林振興課	◎建設産業部及び建設産業部建設班統括		●	●	●
						職員の参集及び活動に関する事	●	●		
地域指定による規制・誘導に関する事	●									
火災予防対策に関する事	●									
オープンスペース等の確保に関する事	●									
道路、橋梁、河川、公園、町営住宅等の保全対策、被害調査及び応急対策に関する事	●	●				●	●			
民間建築物の耐震化に関する事	●									

第2章 防災機関の業務大綱

I 基本的事項

部室名	班名	主に担当する部署	事務分掌	対応				
				平常時	警戒本部	災害対策本部		
					初動期	活動期	復旧期	
			町道等の交通規制に関する事		●	●	●	
			応急仮設住宅の建設等に関する事				●	
			建設資機材の調達に関する事	●			●	
			建物の危険度判定に関する事				●	
	産業班	建設課 地域振興課 農林振興課	建設産業部産業班統括		●	●	●	
			職員の参集及び活動に関する事	●	●			
			商工業施設等の被害調査及び応急対策に関する事		●	●	●	
			農業水産物、農地農業施設、林業施設及び家畜等の保全対策、被害調査並びに応急対策に関する事	●	●	●	●	
			農業関係者への被害対策の指導及び措置に関する事				●	
			機動協力班	建設課 地域振興課 農林振興課	建設産業部機動協力班統括		●	●
			職員の参集及び活動に関する事	●	●			
			災害時の初動実働に関する事（他班・他部への応援を含む）		●	●	●	
	上下水道部	上下水道班	上下水道課	上下水道部及び上下水道部上下水道班統括		●	●	●
				職員の参集及び活動に関する事	●	●		
水道施設の保全対策、被害調査及び応急復旧に関する事				●	●	●	●	
水道及び下水道関係機関との連絡調整に関する事				●	●	●	●	
下水道施設の保全対策、被害調査及び応急対策に関する事				●	●	●	●	
被災地への応急給水に関する事				●		●	●	
水質検査に関する事				●			●	
上下水道料金の減免に関する事							●	
教育部	施設班 ◎	教育委員会	◎教育部及び教育部施設班統括		●	●	●	
			職員の参集及び活動に関する事	●	●			
			教育施設の保全対策、被害調査及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
			避難所の設営、管理に関する事	●	●	●	●	
			文化財の保護及び被害調査、応急対策等に関する事		●	●	●	
			避難者情報の確認、消防班との連携	●	●	●	●	
			避難所の炊き出しに関する事				●	
			臨時の校舎の開設に関する事				●	
	教育班	教育委員会	教育部教育班統括		●	●	●	
			職員の参集及び活動に関する事	●	●			
			防災教育に関する事	●				

第2章 防災機関の業務大綱

I 基本的事項

部室名	班 名	主に担当する部署	事務分掌	対応			
				平常時	警戒本部	災害対策本部	
					初動期	活動期	復旧期
			園児、児童生徒の避難及び救護に関すること	●	●	●	●
			園児、児童生徒の被災状況調査及び応急教育に関すること			●	●
			認定こども園、小学校及び中学校との連絡調整に関すること	●	●	●	●
			被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給与に関すること				●
			所管に係る被害者等の健康保持及び就園・就学に関すること				●
			学校給食の供与に関すること				●
	機動協力班	教育委員会	教育部機動協力班統括		●	●	●
			職員の参集及び活動に関すること	●	●		
			災害時の初動実働に関すること（他班・他部への応援を含む）		●	●	●

第2節 指定地方行政機関

I 基本的事項

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿管区警察局		●			○管区内各府県警察の指導・調整 ○他管区警察局との連携 ○関係機関との協力 ○情報の収集及び連絡 ○警察通信の運用
近畿総合通信局	●				○非常時の重要通信確保体制の整備 ○非常通信協議会の指導育成 ○情報伝達手段の多様化・多重化の促進
		●			○災害時における通信手段の確保 ○災害対策用移動通信機器等の貸出し
近畿財務局 神戸財務事務所		●			○仮設住宅設置可能地の提示 ○金融機関に対する緊急措置の指示
			●		○災害復旧事業費査定の立会い ○地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資
				●	○復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		●			○救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局 （相生労働 基準監督署）	●				○工場、事業場における労働災害防止の監督指導
		●			○労働災害発生情報の収集 ○労働災害の二次災害防止 ○労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償
			●		○災害復旧工事等における労働災害防止
				●	○災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局 （兵庫県拠点）	●				○農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 ○農作物等の防災管理指導 ○地すべり区域（直轄）の整備 ○災害救助用米穀の備蓄
		●			○土地改良機械の緊急貸付け ○農業関係被害情報の収集報告 ○農作物等の病害虫防除の指導 ○食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策
			●		○各種現地調査団の派遣 ○農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ○被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成

I 基本的事項

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿中国森林管理局	●				○国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 ○国有保安林における災害予防及び、治山施設による災害予防 ○林野火災予防対策
		●			○災害対策用復旧用材の供給
			●		○国有林における荒廃地の復旧
近畿経済産業局	●				○防災関係物資の供給体制の整備
		●			○災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 ○災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
			●		○生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 ○被災中小企業の事業再開に関する相談・支援
				●	○被災地の復興支援 ○ライフライン施設等の本格復興 ○被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	●				○直轄公共土木施設の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達
		●			○直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○直轄公共土木施設の二次災害の防止 ○緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）
			●		○直轄公共土木施設の復旧
神戸運輸監理部		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○特に必要があると認める場合の輸送命令
			●		○被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ○交通機関利用者への情報提供 ○被災地方公共団体の復興計画策に対する協力
				●	○被災地方公共団体の復興計画策に対する支援 ○被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部	●				○所管する交通施設及び設備の整備についての指導
神戸運輸監理部 (姫路自動車検査登録事務所)		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○交通機関利用者への情報の提供 ○旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ○貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ○道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
近畿地方環境事務所	●				○地盤沈下防災対策 ○廃棄物処理に係る防災体制の整備 ○飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
		●			○所管施設等の避難場所等としての利用 ○災害廃棄物等の処理対策 ○緊急環境モニタリングの実施 ○地盤沈下地域状況の把握 ○危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援
			●		○環境監視体制に関する支援措置 ○災害廃棄物等の処理
				●	○環境配慮の確保
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	●				○電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 ○鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進
大阪航空局 (大阪空港事務所)		●			○災害時における航空機による輸送の安全の確保 ○遭難航空機の捜索及び救助
			●		○被災空港施設(直轄)の復旧
近畿地方測量部	●				○地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援
		●			○防災関連情報の把握及び提供
			●		○復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		●			○気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達
			●		○被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
				●	○被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

I 基本的事項

### 第3節 自衛隊

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊)		●			○人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

I 基本的事項

第4節 県

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
知 事 部 局	●				<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>○町等の災害予防に関する事務又は業務の支援</li> <li>○県土の保全、都市の防災構造の強化等地域防災基盤の整備</li> <li>○防災に関する組織体制の整備</li> <li>○防災施設・設備等の整備</li> <li>○医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備</li> <li>○防災に関する学習の実施</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○防災に関する調査研究の実施</li> <li>○県所管施設の整備と防災管理</li> <li>○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</li> </ul>
		●			<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>○町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援</li> <li>○災害応急対策に係る組織の設置運営</li> <li>○災害情報の収集・伝達</li> <li>○災害情報の提供と相談活動の実施</li> <li>○水防活動の指導</li> <li>○被災者の救援・救護活動等の実施</li> <li>○廃棄物・環境対策の実施</li> <li>○交通・輸送対策の実施</li> <li>○県所管施設の応急対策の実施</li> </ul>
			●		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>○町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援</li> <li>○県所管施設の復旧</li> </ul>
				●	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>○町等の災害復興に関する事務又は業務の支援</li> <li>○災害復興対策に係る組織の設置運営</li> <li>○災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施</li> </ul>

機関名		予防	応急	復旧	復興	業務大綱
西播磨県民局	総務企画室		●			○災害情報及び災害応急対策実施状況の収集 ○災害応急対策の総合連絡調整及び実施
	光都土木事務所	●				○公共土木施設（所管）の整備と防災管理 ○水防力の整備強化
			●			○公共土木施設（所管）の応急対策 ○水防警報の発表、伝達
				●		○被災公共土木施設（所管）の復旧
	光都農林振興事務所	●				○防災営農林体制の推進 ○保安林、地すべり防止、施設等の整備、その他治山事業の推進
			●			○災害対策用木材の調達斡旋 ○災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策
				●		○農林関係施設の復旧 ○被災農林業者に対する災害融資
	光都土地改良センター	●				○農地、農業用施設等の防災事業の推進
				●		○農地、農業用施設の復旧
	龍野県税事務所		●			○県税の免除
赤穂健康福祉事務所		●			○医療救護に係る調整・助言 ○防疫、清掃等応急保健衛生対策に係る調整・助言	
				●	○保健衛生関係施設の復旧	
教育委員会 (播磨西教育事務所)	●				○教育委員会に属する施設の整備と防災管理	
		●			○教育施設(所管)の応急対策の実施 ○被災児童・生徒の応急教育対策の実施	
			●		○被災教育施設(所管)の復旧	
				●	○学校教育充実のための対策の実施 ○体験を通じての生きる力をはぐくむ教育の推進 ○児童・生徒のこころのケアの実施	

I 基本的事項

第5節 警察

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
相生警察署	●				○危険箇所に対する警戒
		●			○被害実態の把握 ○情報の収集 ○被災者の救出及び救護 ○避難誘導 ○行方不明者の捜索及び遺体の見分 ○交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			●		○関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 ○治安維持対策の推進
				●	○仮設住宅における民心の安定

第6節 消防

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
赤穂市消防本部 上郡消防署 西はりま消防組合 光都分署	●				○町の地域に係る消防予防計画の実施
		●			○町の地域に係る火災・救急救助等の応急対策の実施
上郡町消防団	●				○消防防災訓練の実施 ○地域防災活動の支援の実施 ○消防体制の連携強化の実施
		●			○被害情報の収集伝達の実施 ○災害危険地域の警戒の実施 ○避難誘導の実施 ○消防防災活動の実施 ○人命救助、財産保全活動の実施

第7節 指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
西日本旅客 鉄道（株） （上郡駅）	●				○鉄道施設の整備と防災管理
		●			○災害時における緊急鉄道輸送 ○鉄道施設の応急対策の実施

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
			●		○被災鉄道施設の復旧
西日本電信 電話(株) (兵庫支店) (株)NTTドコモ (関西支社)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策 ○災害時における非常緊急通信
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
KDDI(株) (関西総支社)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク(株)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●			○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送 配電(株) 姫路本部 姫路配電営 業所	●				○電力供給施設の整備と防災管理
		●			○電力供給施設の応急対策の実施
			●		○被災電力供給施設の復旧
日本赤十字社 兵庫県支部		●			○災害時における医療救護 ○こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) ○救援物資の配分
日本放送協会 (神戸放送局)	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○災害情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
日本郵便(株) (町内各郵便局)		●			○災害時における郵政事業運営の確保 ○災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い 及び援護対策
			●		○被災郵政事業施設の復旧 ○被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資
日本銀行 (神戸支店)		●			○金融特例措置の発動
			●		○金融機関に対する緊急措置の指導

I 基本的事項

第8節 指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
智頭急行(株)	●				○鉄道施設等の整備と防災管理
		●			○災害時における緊急鉄道等輸送 ○鉄道施設等の応急対策の実施
(株)ウイング神姫 相生営業所		●			○災害時における緊急陸上輸送
放送機関 ・ラジオ関西 ・サンテレビ ・姫路ケーブル テレビ	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○防災情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
社団法人 兵庫県 医師会		●			○災害時における医療救護
			●		○外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
				●	○外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人 兵庫県 LPガス協会	●				○プロパンガス供給設備の防災管理
		●			○プロパンガス供給設備の応急対策の実施 ○災害時におけるプロパンガスの供給
			●		○被災プロパンガス供給設備の復旧

第9節 公共的団体

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
兵庫西農業 協同組合	●				○農業用施設及び農作物の管理指導 ○防除用農薬の備蓄及び防除用器具の整備
		●			○町が行う農業関係被害調査、応急対策に関する協力 ○農作物等の災害応急対策についての指導
			●		○共同利用施設の復旧 ○被災農家に対する融資又は融資の斡旋
上郡町 商工会		●			○救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保及び斡旋 ○災害時における物資安定についての協力
はりま西 森林組合		●			○共同利用施設の災害応急対策 ○復旧資材等の確保及び斡旋
			●		○被災組合員に対する融資又は融資の斡旋
赤穂郡	●				○医薬品等の点検、整備

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
医 師 会		●			○災害時における医療救護活動の実施 ○傷病者の収容並びに看護
相生・赤穂市郡 歯科医師会		●			○災害時における歯科医療救護活動の実施
上 郡 町 社 会 福 祉 協 議 会	●				○ボランティアの育成等の実施
		●			○災害時におけるボランティア活動に関する連絡調整 ○災害時におけるボランティアの受入れ体制の確保 ○災害救助金品の募集、被災者の救護その他町が実施する 応急対策についての協力

I 基本的事項

## 第3章 町・住民・自主防災組織・事業者の基本的役割

### 第1節 取組の基本姿勢

- 災害から住民の生命と財産を守るためには、日頃から町・住民・事業所等がそれぞれの立場で防災対策に取り組むとともに、必要に応じて相互に連携して防災課題に対処することが必要である。
- 本町は、面積が150.26 km<sup>2</sup>で、各地区公民館を中心とし、小学校、農地、店舗・事業所等からなるコミュニティを形成している。このため、このコミュニティを構成する住民・事業所・団体等が自主防災組織を通じて連携することにより、災害を未然に防止し、災害の拡大を最小限に抑える減災効果を生み出すことが可能と思われる。
- 町は、防災対策の推進にあたって、住民、事業所等と協働して取り組むことにより、住民の生命と財産、安全を確保し、上郡町の都市機能を確保しなければならない。

### 第2節 基本的な役割

#### 1. 町の役割

- 町は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 町の役割

平常時	災害時
「防災機関の業務大綱 第1節 町」記載のとおり。	

#### 2. 住民の役割

- 「自分の命は自分で守る」「家族の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災組織の一員として防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い住民と地域を形成する。
- 住民は、地域の防災対策を推進するために、普段から自主防災組織の強化に努めるとともに、災害時には住民相互の助け合い及び高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者への支援に努める。
- 住民は、災害後の生活再建や地域の復興を図るため、地域社会を支える一員として、災害後は相互に協力し、事業者、ボランティア及び町、その他の行政機関との協働により自らの生活再建及び地域の復興に努める。
- 住民は、町その他の行政機関等が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に防災対

策活動を実践するよう努める。

- 住民は、次に掲げる事項について自らまた地域で協働して災害に備える手段を講じるよう努める。

**住民の役割**

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認</li> <li>○飲料水、食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備</li> <li>○隣近所との相互協力関係の構築</li> <li>○災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握</li> <li>○防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得</li> <li>○要配慮者の把握</li> <li>○自主防災組織の育成強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における被災状況の把握</li> <li>○近隣の負傷者・要配慮者の援助</li> <li>○初期消火活動等の応急対策</li> <li>○安全な避難行動の選択</li> <li>○避難所での自主的活動</li> <li>○防災関係機関の活動への協力</li> <li>○自主防災組織の活動</li> <li>○飼養動物の保護管理</li> </ul>

3. 自主防災組織の役割

- 自主防災組織は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」との理念に基づき、地域の住民で組織し、平常時及び災害発生時の自主防災活動を行う。
- 自主防災組織は、地域の防災対策を推進するために、普段から自主防災活動の活性化に努めるとともに、災害時には住民相互の助け合い及び高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者への支援に努める。
- 自主防災組織は、次に掲げる事項について協働して災害に備える手段を講じるよう努める。

**自主防災組織の役割**

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の普及</li> <li>○防災計画の作成</li> <li>○地域の危険箇所の確認と周知</li> <li>○地域住民（要配慮者）の把握</li> <li>○防災用資機材等の日常の管理</li> <li>○防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集伝達</li> <li>○出火防止及び初期消火</li> <li>○負傷者の救出、応急手当</li> <li>○避難誘導、安否確認</li> <li>○食料、救援物資等の配布協力</li> <li>○避難所の自主運営</li> </ul>

\*自主防災組織とは、災対法第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

#### 4. 事業者の役割

- 事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。
- 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。
- 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。
- 災害発生時においても、企業の業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

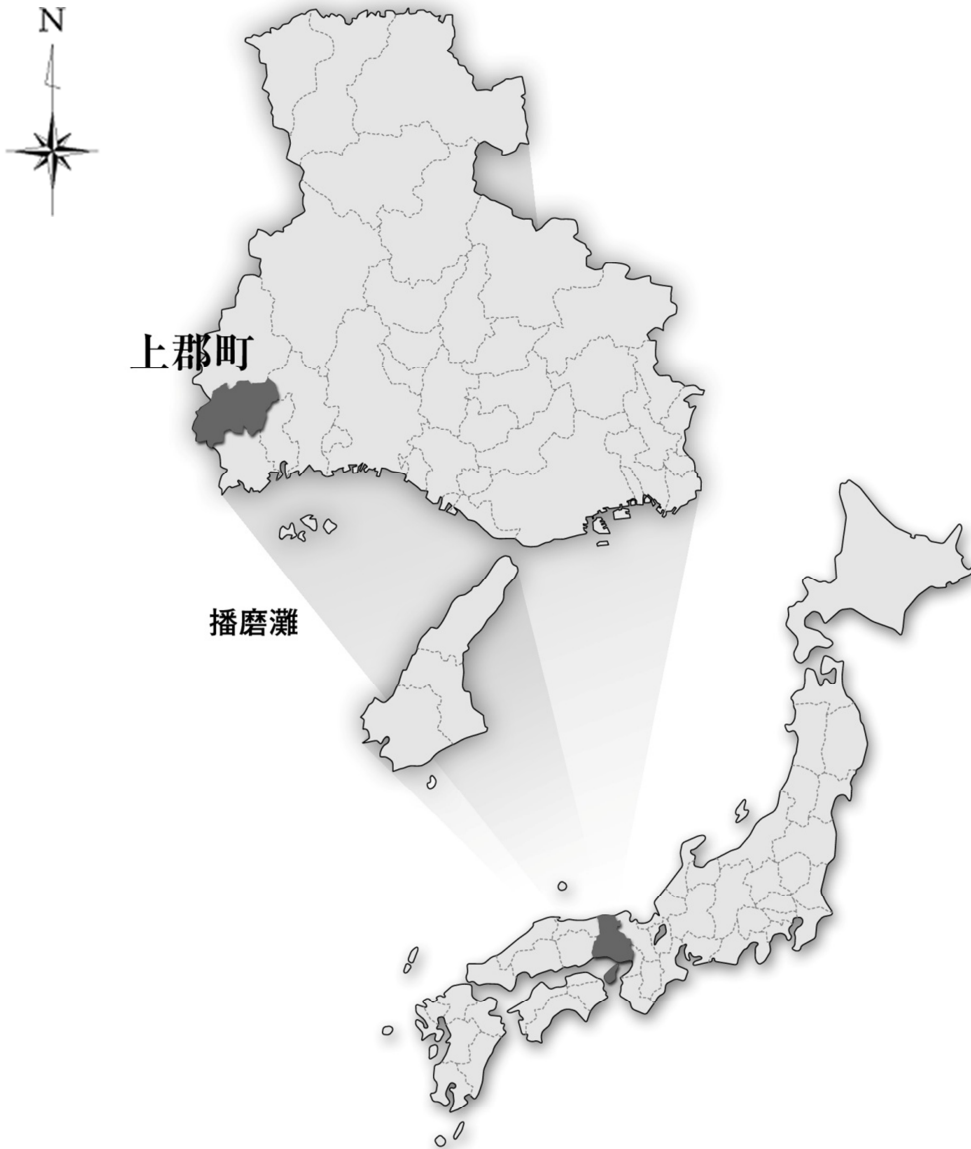
#### 事業者の役割

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時行動マニュアルの作成</li> <li>○防災体制の整備</li> <li>○防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の被災状況の把握</li> <li>○従業員及び施設利用者への災害情報の提供</li> <li>○施設利用者の避難誘導</li> <li>○従業員及び施設利用者の救助</li> <li>○初期消火活動等の応急対策</li> <li>○ボランティア活動への参加、地域への貢献等</li> </ul>

## 第4章 町の自然的条件

### 第1節 位置

上郡町は兵庫県の南部最西端に位置し、南には赤穂市、東には相生市、たつの市があり、北には佐用町が隣接し、西は岡山県備前市と隣接している。

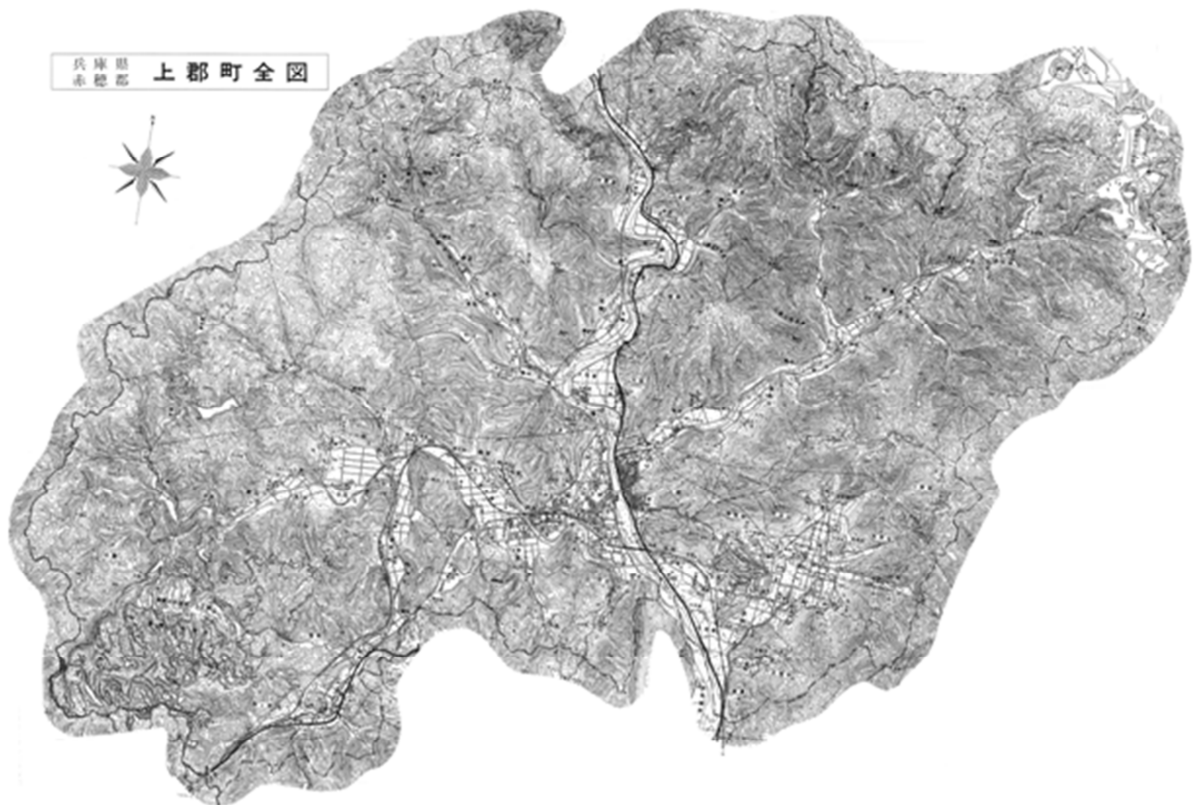


役 場 位 置		面 積	広 ぼ う	
東 経	北 緯		東 西	南 北
134度 31 分	34度 52 分	150.26 km <sup>2</sup>	14.3 km	10.5 km

## 第2節 地勢

町の中央部を北から南に千種川が貫流して町を大きく2つに分ち、町の中心部で鞍居川と合流、さらに1 km下流で安室川が流入している。川の流域は平坦地になっており、標高は概ね50m以下である。また、海拔300~400mの山地が連なり、町域の大半が山地、高原、丘陵部で占められている。

山脈は、東部・北部・西部の3山脈に大きく分けることができる。1番大きい北部山脈は、中国山脈より分岐し町の北部において東西に連なり佐用町との境をなし、その1脈が赤松地区を走り白旗山となっている。東部山脈は北部山脈より分かれたもので、南に下って三濃山となり、たつの市及び相生市との境をなしている。西部山脈は兵庫・岡山両県の分水嶺となり、南に下って石堂丸山、船坂峠となり播磨、備前の国境をつくっている。



## 第3節 地形

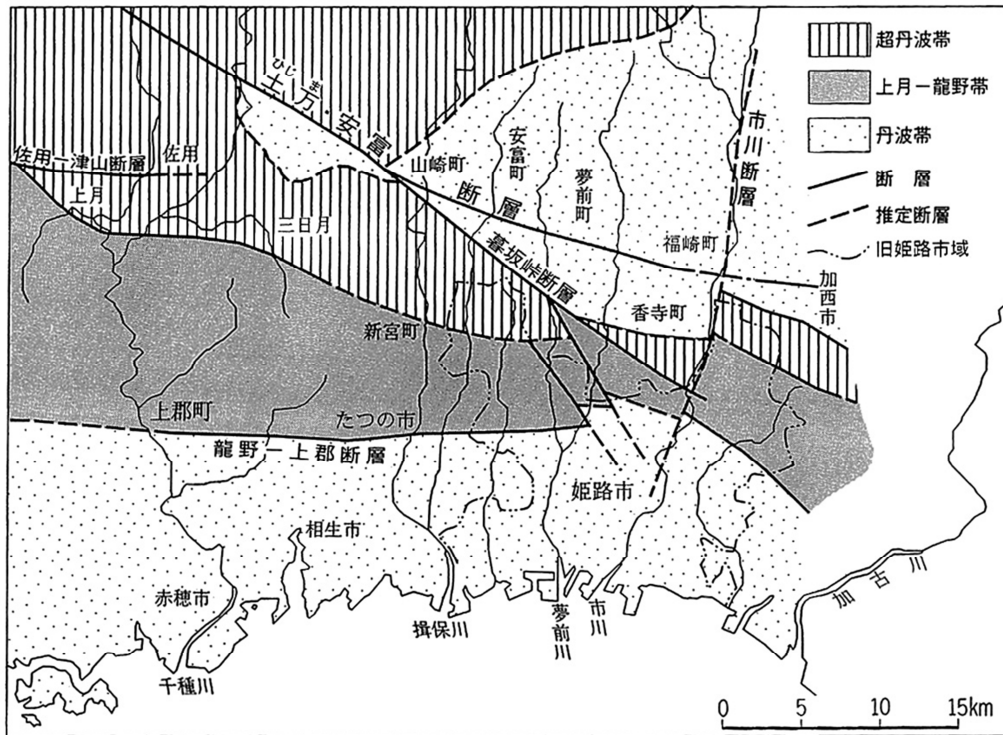
上郡町において山地、丘陵、低地等各種の地形がみられるが、主要な地形と発生しやすい災害との関係を示すと次表のとおりである。

地 形		地 盤	地盤高	受けやすい 災害の種類	利用上の問題	土地利用適地	土地利用不適地
山地 ・ 丘陵 ・ 斜面	急 斜 面	一般に良	高 い	土石流・土砂崩 壊	防災施設が必要	森 林	土地管理上必要 なもの以外のす べて
	緩 斜 面	〃	〃	一般になし。斜面 上部の状況によ り土石流。地質・ 地形的条件によ っては地すべり	特別な場合以外 はなし	公園(丘陵地な ら住宅)	土地管理上必要 なもの以外の大 部分
台地 ・ 段丘	高 位 置	良	高 い	殆んどなし	なし	何れでも可	なし
	中 位 置	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	低 位 置	〃	かなり 高い	特別な場合にの み冠水	〃	〃	〃
	最下位置	〃	やや高い	〃	〃	〃	〃
山麓堆積地形 麓斜面・沖積錐		大部分良	〃	特別な場合に土 石流	場合により防災 施設が必要	森林・農耕地	町外、集落、交通 路線等
低地 の 微 高 地	扇状地	〃	〃	上流部の状況に より土石流、河川 洪水、一部で内水 氾濫	〃	集落・畑	水田
	自然堤防	やや良	〃	河川洪水、一部で 内水氾濫	〃	〃	〃
低地 の 一 般 面	谷底、氾濫 平野	やや不良	低い	河川洪水、内水氾 濫、一部で地震	一部で洪水、地 震に対する防災 施設が必要	水田、公園等	居住の伴うもの の大部分、特に 重工業地区
	後背低地 旧河道	きわめて 不良	〃	〃	〃	〃	〃
人 工 地 形		工法によ って異なる	工法によ って異なる	工法によって異 なる	場合により一定 でない	場合により一 定でない	場合により一定 でない



第5節 断層

断層は、数多く確認されているが、顕著なものは龍野－上郡断層、鞍居川断層、上月層と三日月層を限る断層の3本である。ただし、活断層と考えられるものではない。龍野－上郡断層は、上月－龍野帯と丹波帯の境界をなし、上郡町から東へ姫路まで延びている。鞍居川断層は、上郡町の栄町付近から鞍居川沿いに北東に走り、金出地を通り、たつの市の角亀まで延びる。上月層と三日月層は、前者が後者に衝上する逆断層であり、三日月層は南傾斜の同斜構造を示し、上月層は走向が千種川以東では北東－南西からほぼ東西に、千種川以西では東西から北西－南東に変わっている。



資料：上郡町史

## 第6節 気候

本町は、三方に山脈を背負い、南は開けて瀬戸内海に通じているため気候は概ね温暖で寒暑の差はあまり甚しくないなど、瀬戸内海型気候に属している。過去40年間の降水量は年間1,000～1,600mm前後で推移し、平均気温は13度～15.5度前後で推移している。降雪は中心部において年平均2、3回程度で、積雪量も最高10cm程度であるが、北によるほど回数及び雪量も多くなる。

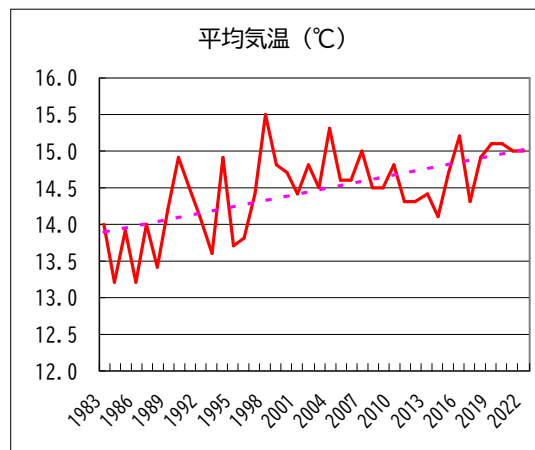
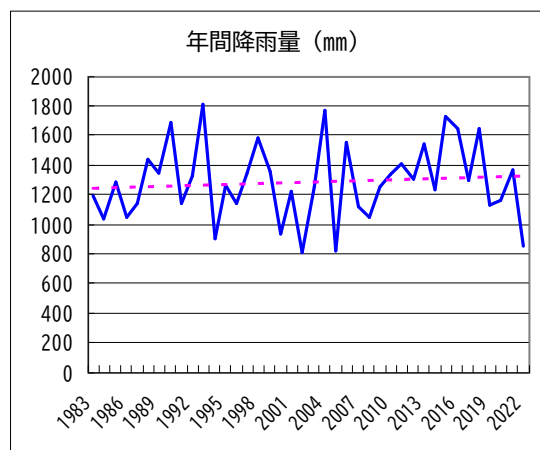
気温・降雨量（令和4年）

（単位：℃・mm）

月	平均気温	最高気温	最低気温	降雨量	月	平均気温	最高気温	最低気温	降雨量
1月	2.8	12.6	-4.6	9.5	8月	27.5	36.4	15.9	88.5
2月	2.4	14.6	-6.5	14.0	9月	24.2	34.6	13.4	126.5
3月	9.0	22.1	-3.7	91.0	10月	16.0	30.0	5.5	61.0
4月	14.5	27.7	-0.2	101.5	11月	12.1	22.7	3.3	59.5
5月	17.7	32.1	4.9	67.0	12月	4.0	15.3	-6.7	19.0
6月	22.8	35.0	10.6	69.0					
7月	26.9	36.1	19.6	147.0	年間	15.0	36.4	-6.7	853.5

資料：気象庁

過去40年間の年間降雨量、平均気温の推移



観測点：気象庁アメダス観測所（上郡町与井） 資料：気象庁

## 第5章 町の社会的条件

### 第1節 人口

本町は、臨海諸都市のベッドタウン的な性格を強めつつ今日に至っている。

人口は、宅地開発等により転入者の居住地となっている山野里地区は伸びているが、その反面、在来集落とみられる他地区は漸減傾向にあり、大都市周辺の近郊都市と同様のパターンを示している。

一方、一世帯当たりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化・少子化等の進行がみられる。また、高齢化については本町も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は年々高くなっており、またその比率も全国の割合と比較すると10.8ポイント以上高いものとなっている。

人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口	増加		世帯数	一世帯当たり人数	老年人口		
		数	率			人数	割合	全国割合
昭和50年	17,448人	546人	3.2%	4,393世帯	3.97人	2,048人	11.7%	7.9%
55	18,388	940	5.4	4,750	3.87	2,275	12.4	9.1
60	18,900	512	2.8	5,047	3.74	2,508	13.3	10.3
平成2年	18,781	-119	-0.6	5,215	3.60	2,902	15.5	12.0
7	18,849	68	0.4	5,546	3.40	3,523	18.7	14.8
12	18,419	-430	-2.3	5,817	3.20	3,978	21.6	17.3
17	17,603	-816	-4.4	5,847	3.01	4,261	24.2	20.1
22	16,634	-969	-5.5	5,859	2.84	4,710	28.3	22.8
27	15,224	-1,412	-8.5	5,715	2.66	5,235	34.4	26.6
令和2年	13,879	-1,345	-8.8	5,537	2.50	5,758	41.1	30.3

資料：国勢調査



## 第3節 過去の主な災害

### 1. 風水害

町の災害による被害は、台風及び集中豪雨といった風水害によるものが主要であり、堤防決壊、橋梁流失等により大きな被害を受けてきた。主な災害状況は、次表のとおりである。

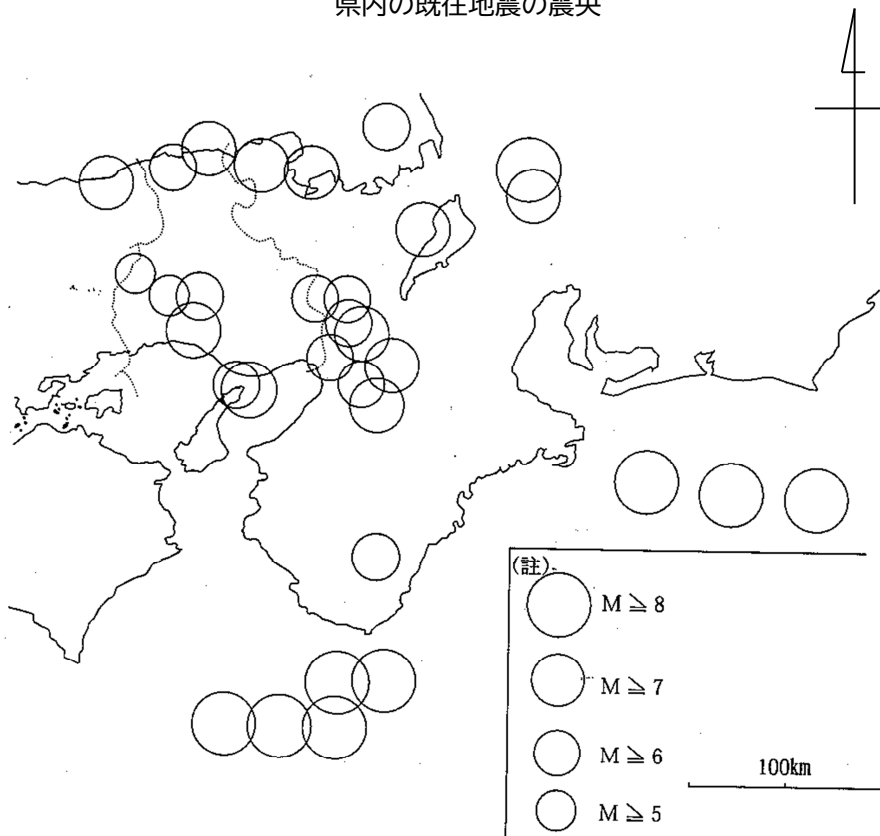
災害年月日	災害原因	被害状況
明治 23.9.17	豪雨	千種川、鞍居川、安室川の堤防決壊等、各河川大洪水、大水害発生。死者7名、流失家屋20戸
25.7.23	〃	赤穂郡大洪水（降雨量404mm）。千種川、安室川、鞍居川、大富川、岩木川等が氾濫し、各所で堤防決壊。死者9名、浸水家屋582戸、大破家屋448戸、全壊家屋50戸、流失家屋85戸
29.7.21～23	〃	安室川氾濫
大正 7.7.11	〃	大洪水。鞍居小学校から帰路中の大富児童11名、野桑田橋とともに墜落、流出し死亡。山野里大橋流出
昭和 12.9.11	暴風雨	風速30m、雨量103mmに達する暴風雨。全壊住宅79戸、半壊住宅68戸、床下浸水住家35戸、工場1、小赤松橋・河野原橋・赤松大橋流失
16.8.15	豪雨	大風水害。死者1名、負傷者2名、家屋全半壊11戸、床上浸水家屋586戸、床下浸水家屋897戸、堤防決壊74箇所、堤防破損91箇所、道路破損114箇所、橋梁流失破損108箇所
38.7.11	〃	千種川で濁流の水位が3mに達し、上郡大橋を残し各地（河野原橋、赤松大橋、苔縄橋、隈見橋）の橋梁が次々と流出。千種川兩岸の道路冠水
45.8.21	台風	台風10号の集中豪雨による水害。各所で床下浸水、堤防崩壊、大枝新田橋・柳川橋等流失
49.7.6～7	〃	台風8号の集中豪雨による大水害。時間最大雨量48mm、連続降雨量285.5mm。各所で河川の氾濫・決壊、橋梁流出及び山崩れ。全壊民家2戸、半壊民家2戸、床上浸水613戸、床下浸水1,531戸
51.9.8～13	〃	台風17号の集中豪雨による大水害。連続降雨量847mm。各所で河川の崩壊・決壊、ため池決壊、また山崩れ、道路決壊が目立つ。死者1名、全壊4戸、半壊4戸、床上浸水358戸、床下浸水1,108戸
平成 16.9.29	〃	台風21号の集中豪雨による大水害。連続降雨量217mm。千種川の越水、床上浸水215戸、床下浸水562戸
21.8.9～11	〃	台風9号の集中豪雨による大水害。連続降雨量206mm。千種川の越水・決壊床上浸水41戸、床下浸水76戸
30.7.5～7	豪雨	平成30年7月豪雨（前線及び台風第7号による大雨）による記録的な大雨により、町内各地で土砂災害が発生。72時間総雨量291mm。特別警報が初めて発令。

2. 既往地震の概要

兵庫県内において震度5以上を与えたと推定される地震は、推古7年（599年）から平成12年（2000年）までの間で33回を数え、その後、平成25年（2013年）までは震度5を超える地震は観測されていない。平成25年（2013年）に淡路市にて震度6弱を観測したが、以降平成28年（2016年）までに、震度5以上の地震は観測されていない。

このなかで、20世紀だけをとってみれば、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,400人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

県内の既往地震の震央



M：マグニチュード

資料：

## 第6章 災害・危機の想定

### 第1節 風水害・土砂災害

#### 1. 河川の状況等

風水害とは、豪雨等により生じる河川の氾濫や道路、建築物等の冠水、がけ崩れや土石流等の土砂災害、強風等により生じる建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害等をいう。

近年の水害は、都市化の進行や地球規模での気象異変等により、従来の経験則では対応しきれない大型台風の襲来や、1地域に集中して起こるゲリラ豪雨の発生が多発している。

上郡町の河川の現況においては、2級河川では千種川、安室川、高田川、岩木川、鞍居川、梅谷川、細野川、梨ヶ原川、大富川、杉尾川、カチジ川の11河川で、その流路総延長は約67kmである。(千種川以外の流路延長は53.35km) また準用河川として羽山谷川外7河川があり、その流路総延長は10.4kmである。さらに、砂防河川として三軒屋谷川外37河川がある。

また、上郡町の過去の災害も台風及び集中豪雨といった風水害によるものが主で、堤防の決壊、橋梁流失、家屋浸水等、大被害を繰り返し受けてきた。このような風水害による被害の軽減を図るため、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保等、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めものとする。

#### 2. 風水害の被害想定

上郡町では、千種川等の洪水による越水被害や堤防決壊、集中豪雨やゲリラ豪雨による町内の浸水被害、大雨等に伴う急傾斜地の崩壊等が予想される。

上記以外に、これまでの災害の傾向や局地的豪雨の多発等から、地形等の違いによって地区ごとに想定される災害は以下のとおりである。

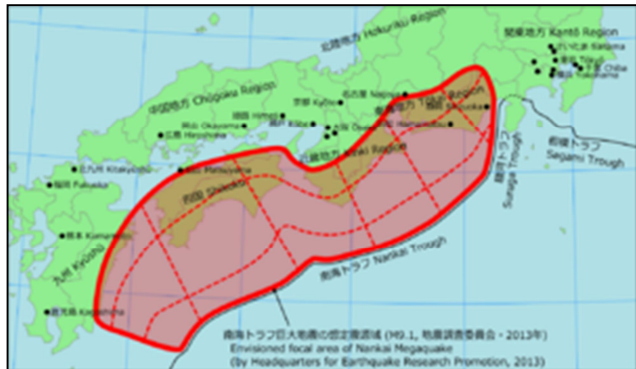
地区	予想される災害
上郡地区	千種川及び鞍居川の越水、堤防決壊及び内水氾濫による浸水害、土砂災害
山野里地区	千種川及び安室川の越水、堤防決壊による浸水害、土砂災害
高田地区	高田川の越水及びため池決壊による浸水害、土砂災害及び集落の孤立 千種川の越水及び堤防決壊による浸水害
高田台地区	雨水排水による浸水害、宅地崩落
鞍居地区	鞍居川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
赤松地区	千種川の越水及び堤防決壊による浸水害及び集落の孤立、土砂災害
岩木地区	岩木川の越水による浸水害、土砂災害及び集落の孤立
船坂地区	梨ヶ原川及び安室川の越水による浸水害、土砂災害

## 第2節 地震災害

## 1. 地震災害の状況等

## I. 海洋性巨大地震 —— 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である、南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のことで、2011年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が検討した、南海トラフ沿いで発生すると想定される最大クラスの地震を「南海トラフ地震」と称する。また、



この地震による上郡町における予想最大震度は、兵庫県公表データでは震度5強と予想されている。

なお、上郡町は沿岸部を有しないので、津波による被害はないが、震度に影響する建物の倒壊や土砂崩れ等の災害のおそれは十分にあるため、日ごろからの対応が必要である。

## II. 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受けそれが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬-高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯等多くの活断層が分布している。

## (1) 六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、六甲山地から淡路島北部付近に分布する断層の総称であり、活動度はB級(0.1~1mm/年)の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層等多数存在する。

## (2) 有馬-高槻断層帯

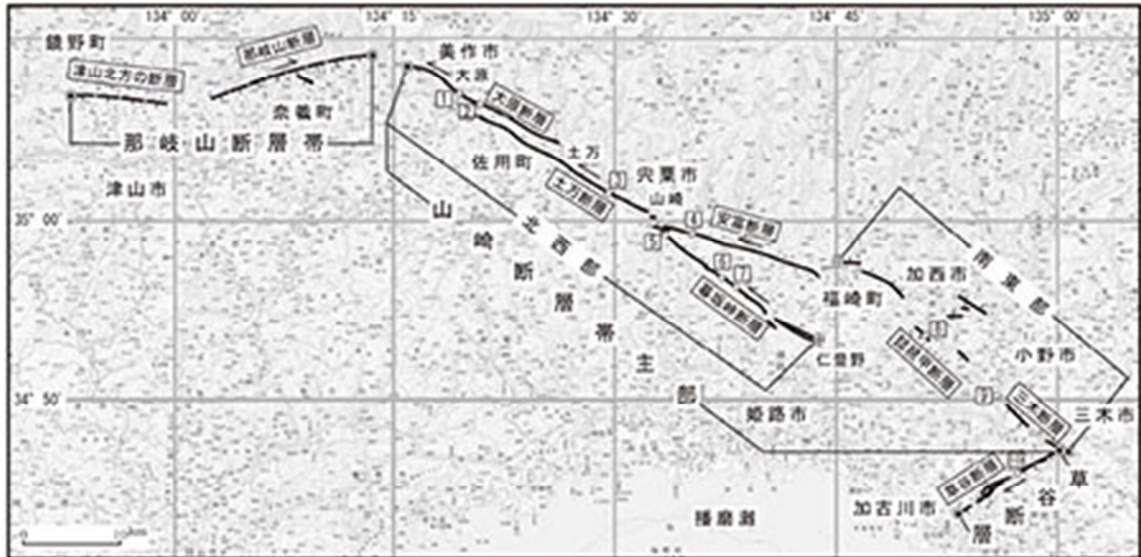
有馬-高槻断層帯は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はB級(0.1~1mm/年)で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指定されている。

## (3) 山崎断層帯

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山(なぎせん)断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田(とまた)郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義(なぎ)町に至る断層帯であり、長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆

起する断層帯となっている。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧 勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約79 kmで、左横ずれが卓越する断層帯。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、長さは約13 kmで、東北東－西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層となっている。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんざき）郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なるため、地震本部では北西部と南東部に分けて評価を行っている。上郡町が影響を受ける断層は「山崎断層帯主部 北西部」である。



#### (4) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、日本で最も大きな活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が見当たらない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、もし、仮にそうであったとしても、この付近のずれの速度から考えてM8クラスの地震が発生しても不思議ではない。

#### (5) その他の断層等

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、その他兵庫県の周辺にも生駒断層帯、京都西山断層帯等、多くの活断層が分布している。

## 2. 地震災害の被害想定と被害の特徴

兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち現時点での発生可能性を考慮して、ここでは南海トラフ巨大地震（東海、東南海、南海地震）、有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震の被害の特徴を検討する。

### I. 南海トラフ巨大地震（東海、東南海、南海地震）

先に「I. 海洋性巨大地震」で述べたが、これまで東海、東南海、南海地震と呼ばれてきた海

洋性地震は、南海トラフ巨大地震と呼ばれ先の3つの地震が同時に連動して起こると予測されている。地震の発生率は30年以内で約60%~70%と高い確率となっており、地震規模はマグニチュード8~9クラスと予想される。南海トラフ巨大地震が起これば、日本の広範囲で被害が予想されるため現在最も警戒されている地震となっている。

## II. 有馬高槻断層帯~六甲・淡路島断層帯地震

有馬高槻断層帯~六甲淡路島断層帯地震は、兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋倒壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断等、都市型の大災害が発生するおそれがあり、軟弱地盤が分布している地域は、特に注意が必要である。また六甲山系は数多くの断層が走り、基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから、地質的、地形的に土砂災害が発生しやすいうえ、山腹部まで住宅開発が進んでおり、危険性が高い。さらに、断層を横切っている交通施設等も少なくなく、震源の位置と規模によっては、極めて大きな被害をもたらす可能性がある。

## III. 山崎断層帯地震

山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもありうる内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフライン等への大きな被害の発生が予想されるほか、断層に沿って高速道路が走っているという条件も考慮する必要がある。また、先にも述べたが現在山崎断層は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。この内上郡町は、山崎断層帯主部（北西部）の影響を受けるとされており、内陸性直下型地震の中では最も警戒が必要な地震である。

## IV. 中央構造線断層帯地震

中央構造線を原因とする地震のうち、兵庫県にとって最も厳しいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、震源地付近では震度7に達することも考えられ、淡路島南部を中心に大きな被害の発生が予想される。特に、諭鶴羽山地の南斜面には地すべりが集中しており、大規模な山腹の崩壊を生じやすい。

## V. 日本海沿岸地震

兵庫県及びその周辺の日本海沿岸地域では、長らく大地震の記録はなかったが、最近になって、1872年の浜田地震、1925年の北但馬地震、1927年の北丹後地震、2000年の鳥取県西部地震等、規模等の類似した地震が頻発した。

本県の沿岸部で地震が発生した場合、震源地の付近では震度7に達する可能性があり、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。河川の河口部では地盤が軟弱なため家屋の倒壊が起こりやすく、照来層群や北但層群等地すべりが発生しやすい地層も広く分布しているので注意が必要である。

なお、1925年の北但馬地震の際には、葛野川で河口が陥没し海になったという記録が残されている。

## VI. 町域内の注意箇所

上郡町は、従来から農家用の持家が多く、それらの多くが昭和56年以前の建築で現在もそのままで使用されていることから、広い範囲で家屋倒壊等の危険性がある。

また、急傾斜地や地滑り危険箇所に面した家屋も多く、地震による地盤の崩落等の危険性も高い。

特に注意すべき地区 上郡地区（老朽家屋密集地）  
高田台地区（盛土箇所、造成当初からの建売住宅等）  
急傾斜地等に面した土砂災害警戒区域

## 3. 山崎断層帯を震源とした地震の上郡町の被害想定

兵庫県が平成21年から平成22年に行った地震被害想定により、上郡町に最も影響があると考えられる山崎断層帯を震源とした地震の上郡町の被害想定を抜粋し、上郡町の被害想定とする。なお、最も影響を受けるのは北西部であるが、被害想定は南東部での被害想定を掲載する。

### (1) 想定地震の概要

震源地	山崎断層帯主部（南東部）※南西部も同じ規模
規模	マグニチュード7.7 (町内における最大震度 5強)

### (2) 物的被害の想定

#### ① 揺れによる建物倒壊件数

建物総数（棟）			山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）								
			揺れによる建物被害（全壊）			揺れによる建物被害（半壊）			液状化による建物被害（全壊）		
木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計
9,801	2,594	12,395	0	0	0	7	2	9	0	0	0

#### ② 土砂災害による建物被害棟数

建物総数（棟）			がけ崩れによる建物被害（全壊）		
木造	非木造	計	全壊棟数	半壊棟数	計
9,801	2,594	12,395	3	8	11

#### ③ ライフライン施設の被害 ～上水道施設～

管被害箇所数 (箇所)	管被害率 (箇所/km)	断水率	断水人口			断水人口割合(%)			復旧日数 (日)
			1日後	4日後	1ヵ月後	1日後	4日後	1ヵ月後	
0.0	0.00	0.00	1	0	0	0.0	0.0	0.0	79

#### ④ ライフライン施設の被害 ～下水道施設～

管被害箇所数 (箇所)	管被害率 (箇所/km)	被害率	普及率からの 支障人口	復旧日数 (日)	下水道支障人口(人)			下水道支障人口割合(%)		
					1日後	4日後	1ヵ月後	1日後	4日後	1ヵ月後
661.2	164.1	1.4	229	7.4	229	136	0	1.3	0.8	0.0

⑤ ライフライン施設の被害 ～通信（固定電話・ネット回線）～

被害回線数	被災率(%)
1,282	13.5

⑥ ライフライン施設の被害 ～通信（携帯電話）～

震度	影響度合い	影響内容	影響加入者数(万)
震度5強	C	・通信が殺到し、通信がつながりにくい	0.6

※影響度合いCのエリア

- ・無線基地局設備への影響は、ほとんどないと想定。
- ・安否確認等の通信が殺到し、通信がつながりにくい(輻そう)状態となる。
- ・人災や建物被災、ライフラインへの被災が少ないため、輻そう状態は短時間で解消することを想定。

(3) 人的被害の想定

① 建物倒壊による死傷者数

早朝5時				昼間12時				夕方18時			
屋内人口	死者	負傷者	重症者	屋内人口	死者	負傷者	重症者	屋内人口	死者	負傷者	重症者
17,950	0	1	0	16,958	0	1	0	16,927	0	1	0

## 第3節 大規模事故

### 1. 大規模事故等の状況等

上郡町では、1944年の列車追突事故以降、想定している大規模事故の発生はないが、山陽本線等における事故が発生した場合は、多くの死傷者がでる可能性がある。被害の軽減を図るためにも、組織的に対処するための基本的な仕組みを定めておく必要がある。

### 2. 大規模事故の被害想定等

この計画で想定する「大規模事故」とは、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発等大規模で住民生活に重大な被害を及ぼす事態をいう。上郡町における大規模事故災害の想定は次のとおりとする。

航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
鉄道事故災害	J R山陽本線及び智頭線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故
交通事故災害	国道373号、国道2号等の幹線道路における多重衝突等の大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
危険物等災害	L Pガス等の高圧ガス、塩素ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	住宅密集地における大規模延焼火災、多数の者や要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設（宿泊施設、ショッピングセンター、社会福祉施設等）の災害、林野火災の延焼
その他の災害	その他の大規模な事故災害

## 第4節 健康危機

### 1. 健康危機等の状況

近年、SARS(重症急性呼吸器症候群)、BSE(牛海綿状脳症)、口蹄疫問題等、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。

### 2. 被害想定等

このような住民生活に重大な被害を生じさせる危機に対して、本計画では「健康危機」として、次の原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態を想定する。

健康危機	毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全、生活環境を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合
------	--



# Ⅱ 災害予防計画

当計画の実施期間は「毎年」「短期」「中期」「長期」のいずれかの実施期間を設定する。

担当課はこれらの期間を目標として計画を実行する。

「毎年」… 通常業務として毎年実施する。

「短期」… 概ね1～2年で完了又は集中実施する。

- 啓発・教育・訓練等繰り返し行うもの
- 連携強化
- マニュアル・指針・計画の策定 等

「中期」… 概ね4年程度で完了する。

- システム整備
- 施設整備 等

「長期」… 5年後以降も継続的に実施する。

- 建築物の耐震化
- 基盤整備 等



## 第1章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の基本理念

災害の予測や被害の防止手法等に関して現状の科学水準では困難な面も多い。しかし、日頃から災害に対する備えを充実し、仮に災害が発生しても初動時から適切に対処することにより、被害を最小限に抑え減災を図ることが可能である。

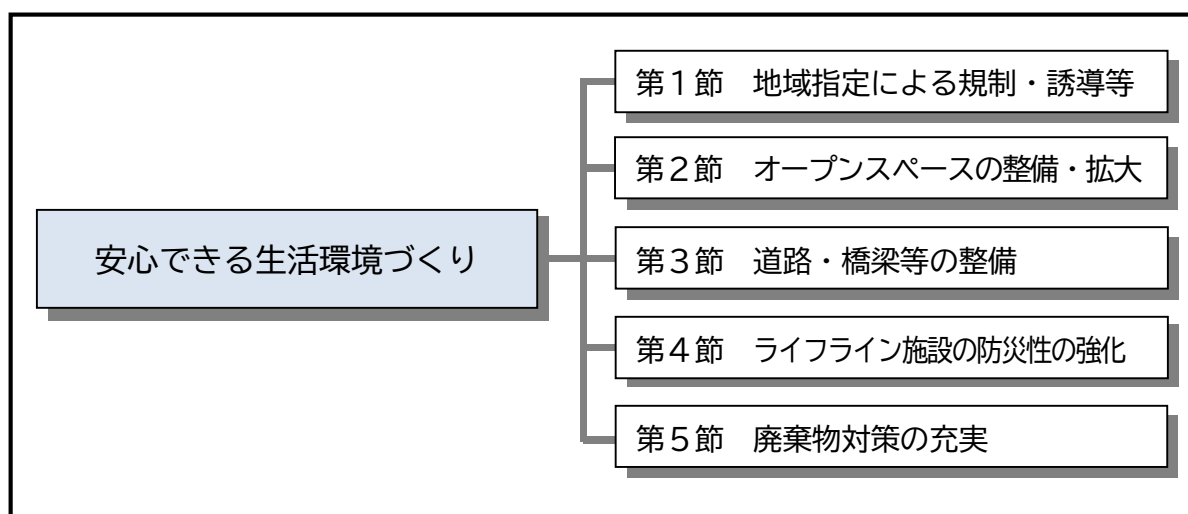
このため、町をはじめ、住民・事業所等は、それぞれの立場において日常及び災害時の役割を明らかにし、相互に連携して取り組むことが重要である。しかしながら、上郡町においては、少子高齢化・過疎化の進展等により、災害時に地域の防災活動や住民相互の助け合いの中心となる自主防災組織等の住民組織の活動は、十分な状況とはいえない。このため、平成27年度に「上郡町自主防災組織活性化検討委員会」を設置し自主防災組織の活性化について検討を行い基本方針を取りまとめ、自主防災組織の育成を進めることとなっている。

本計画は、町・住民・事業所等が相互に連携・協力する防災コミュニティの形成を通して、災害を最小限に抑えることを基本理念とする。

### 第2節 計画の構成

この計画は、部門別（各章）に「テーマ別計画」（各節）を構成し、テーマ別計画は、「現状と課題」、「基本方針」とする。それぞれ次の目的や位置づけを有している。「現状と課題」は、各節のテーマに関する上郡町の現状と課題を整理したものであり、施策の根拠となるものである。「基本方針」は、現時点で考えられる各テーマに関する施策を整理し、具体的な事業内容を示したものであり、町、住民、事業所等が今後、取り組むべき方向を明らかにしたものである。

## 第2章 安心できる生活環境づくり



### 第1節 地域指定による規制・誘導等

#### 現状と課題

○本町の宅地造成等に係る規制については、一定規模以上の開発行為について、森林法（林地開発許可）都市計画法（開発許可）宅地造成等規制法、兵庫県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例等で規制されており、町域全てが何らかの規制対象となっているが、規制対象外の森林伐開等への対応が課題となってきている。

#### 基本方針

森林の多面的な働きを持続させるため、森林の違法な伐採や無秩序な森林伐採がなされないよう法令に基づく森林所有者への指導助言等に努め、森林資源の保護に努める。

1. 適切な森林管理	建設産業部	毎年
<p>森林は、水源のかん養、災害の防止及び木材等の林産物の供給などの多面的な役割を果たしている。このような森林の働きを持続させるため、大切な森林を違法な伐採や無秩序な開発から守り、森林資源の状況を把握するため、伐採する際には伐採後の造林計画を含めた伐採届の提出が義務づけられており、この伐採届出制度の適切な運用図り、違法な伐採や無秩序な森林伐採がなされないよう森林所有者への指導、勧告等に努める。</p>		

## 第2節 オープンスペースの整備・拡大

### 現状と課題

- 町内の都市計画公園は21箇所、約100.44ha、うち街区公園は、17箇所、約3.44ha（それぞれ令和4年3月31日現在）である。多くの公園施設は老朽化しており、順次改修が必要となってきた。
- 上記のほか、町内には学校グラウンド等のオープンスペースがあるが、小学校等の統廃合に伴う跡地利用の状況によっては、地域の有効なオープンスペースが失われる可能性があり、その対策が必要になってくる。
- 被災後の防災活動を円滑に推進するためには、応急仮設住宅用地をはじめ、臨時ヘリポート、がれきの仮置き場等の用地が必要である。このため、応急、復旧、復興時の活動に応じたオープンスペースを確保する必要がある。

### 基本方針

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、住民に憩いの場を提供する等、良好な都市環境を形成する上で、重要な役割を果たすと同時に、地震災害等に際し、延焼防止空間あるいは避難場所として防災上重要な役割を担っている。

地震に強い都市を支える基幹的な防災空間として、公園・緑地の充実化を重視し、体系的な整備、拡大策を推進する。

特にオープンスペースについては、避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としても利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たすものであることから、公園・緑地等の整備、保全等によるオープンスペースの確保を図るものとする。

1. 都市公園の整備	建設産業部	毎年
町は、既設公園の改修等を推進し、震災時の一時避難所として、貯水槽の設置等災害対応施設の整備を推進する。		
2. オープンスペースの確保	建設産業部	毎年
町は、避難場所及び火災延焼防止帯として機能するオープンスペースを、上郡地区等の住宅密集地について確保に努める。		
3. 緑地の保全	本部事務局 建設産業部	毎年
緑地は、火災の延焼防止として重要な役割を担っていることから、町は、住宅密集地域においては、生垣等植樹の措置をとり延焼の防止に努める等広報を行う。		
4. 防災対策用地の確保	関係各部	毎年
災害時には、応急仮設住宅の設置、がれきの仮置き場、臨時ヘリポートの設置、ライフラインの復旧活動拠点等応急・復旧・復興活動に多くの防災用地が必要とされる。このため、町は、公園、グラウンド等をはじめ、公有地及び民有地に関わらず利用可能と思われる用地の実態を把握し、関係機関・団体との協定の締結も含めて災害時の利用に備える。		

## 第3節 道路・橋梁等の整備

## 現状と課題

- 令和4年3月31日現在、町内には国道が2路線、県道は主要県道が4路線、一般県道が5路線、町道が852路線走っており、舗装率80.3%、改良率が57.2%と着実に伸びている。
- 災害時に災害時緊急輸送道路等の機能を有する道路の整備率は約100%であり、ほぼ充足している。
- 上郡地区等、家屋が密集している地域において、地域内の避難をはじめ、ポンプ車や救急車等の緊急車両の通行を円滑に行うために生活道路の整備を推進する必要がある。
- 老朽化している橋梁について定期的に点検を行い、必要に応じて架け替えを行う必要がある。

## 道路の現況

(令和4年3月31日現在資料：建設課調べ)

区分	路線数	町内総延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率	町道内訳
国道	2	17,301m	17,301m	100.0%	17,301m	100%	1級 24路線 32,866m 2級 38 " 57,748m その他 790 " 249,948m ----- 計 852 " 340,562m
県道	主要 4	41,236m	41,275m	97.7%	38,900m	92.1%	
	一般 5	40,396m	26,318m	65.2%	18,104m	44.8%	
町道	851	340,562m	268,691m	78.9%	177,498m	52.1%	
計	863	440,495m	353,585m	80.3%	251,803m	57.2%	

出典：上郡町統計資料

## 基本方針

道路・橋梁は、人や物資の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を担っている。

地震に強い都市の基盤形成を目指し、道路網を計画的に整備するとともに、急速な老朽化が懸念される道路・橋梁等の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を実施する。

1. 道路の整備	建設産業部	毎年
<p>町は、災害時において防災空間、緊急輸送路等として重要な役割を担うこれら幹線道路について、国や県との調整を図りながら、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、耐震性に配慮した道路整備に努めるとともに、幅員4m未満の狭あい道路については、震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあることから、改修・整備を促進する。</p> <p>また、浸水により通行に支障をきたすおそれのある道路の浸水対策に努めるとともに、浸水時の車両進入を抑止、迂回路への誘導のほか、浸水（危険）箇所の情報発信等に努める。</p>		
2. 橋梁の整備	建設産業部	長期
<p>町は、地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、「インフラ長寿</p>		

命化基本計画」に基づき、橋梁の耐震点検を実施し、補強工事等の実施を徹底する。特に震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国や県との連携のもとに、「インフラ長寿命化基本計画」に基づいた耐震点検結果等により、緊急度の高いものから順次対策を実施する。

## 第4節 ライフライン施設の防災性の強化

### 現状と課題

- 電気、通信等の供給は、電柱により行われていることから、電柱の耐震性や代替機能の強化等、災害時に被害を受けにくく、また被災しても機能麻痺が生じない設備の強化が必要である。
- 上下水道については、現在のところ一般住宅を含めた施設等の耐震化は一部に限られており、町全域の耐震化には長期を要する。

上水道普及状況

給水戸数	6,320
給水人口	13,702
1日平均取水量	5,759
1日平均配水量	5,552
配水管総延長	178,465
普及率	99.0

水源施設整備状況

区分	水源施設	取水能力 (m <sup>3</sup> /日)
地下水	浅井戸 7本	8,000

令和5年3月31日現在

上下水道課調べ

### 基本方針

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、住民生活の基幹をなすものであり、これら施設が地震等による被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となる。

これらライフライン施設については、耐震性の強化や応急復旧体制の整備推進を図り、災害時の被害の軽減や被災時の早期復旧に備える。

また、急速な老朽化が懸念されるライフライン施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を実施する。

1. 上水道施設の防災性の強化	上下水道部	長期
町は、災害時における水道施設の被害軽減を図るために、水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備に努める。		
2. 下水道施設の防災性の強化	上下水道部	長期
町は、下水道施設の耐震化を図り降雨時の排水機能の維持等を徹底し、災害時の被害軽減化、機能確保に努める。		
3. 電力施設の防災性の強化	関西電力送配電(株)	毎年
関西電力送配電(株)は、災害時の電力供給を確保するため、耐震設計基準に基づく施設整備を図るとともに、電力供給の多系統化による非常時の供給確保、災害に備えた人材、復旧用資機材等の調達体制を整える。 また、台風・洪水・集中豪雨による施設の保全を図る整備を進める。		

4. ガス施設設備の耐震補強の推進	プロパンガス事業者	長期
プロパンガス事業者は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設（製造所・供給所等）及び家庭用プロパンガス設備の耐震性向上と浸水対策に努める。 ・防災システムの強化 ・防災体制の整備		
5. 電気通信施設の耐震補強の推進	西日本電信電話株式会社	長期
NTT西日本は、電気通信施設及び設備の耐震補強を進めるとともに、拠点施設の浸水対策等に努める。		

## 第5節 廃棄物対策の充実

### 現状と課題

- 粗大ごみやがれき等の災害廃棄物は、既存の処理場だけでは対応できないため、交通事情、地域ごとの廃棄物発生量、安全性（有害物質拡散防止や火災予防等）、収集効率等を考慮し、公有地を利用した仮置き場等可能な範囲で中間処理等のできる場所を確保する等の緊急処理のための配置計画を検討するとともに、仮置き場における分別・処理の運営体制について検討しておく必要がある。
- 東日本大震災等近年の災害における教訓として、一度に災害廃棄物を処理することが困難となるため広域的な処理体制や一時的に保管する仮置場の確保が必要となるなど、災害の発生に備えて、災害廃棄物処理計画や処理マニュアルの策定について、西はりま環境事務組合と対応策を検討する

### 基本方針

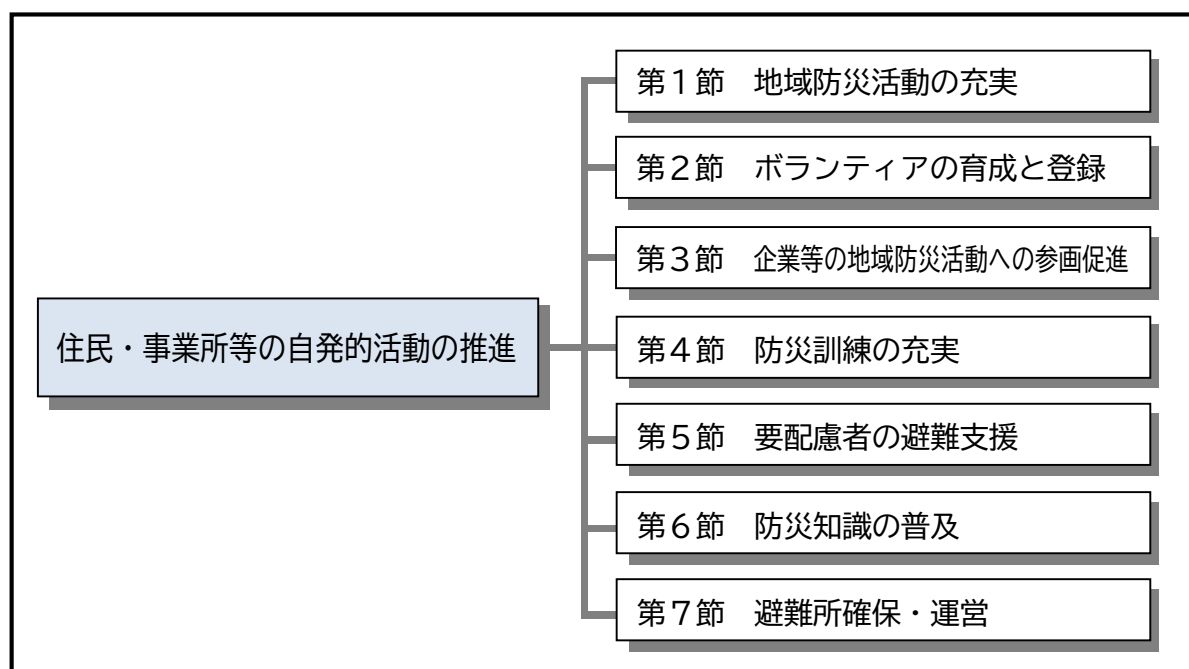
廃棄物処理施設は、廃棄物の適切な処理を担い、まちの良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。

町では、次の措置により廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。また、災害廃棄物の適正な処理を行うための廃棄物処理計画の策定に努める。

1. 廃棄物処理施設維持管理の徹底	厚生部	毎年
町は、平常時より廃棄物処理施設の維持管理に努め、点検等により補修箇所等の早期発見を図り改善を施す。		
2. 廃棄物処理施設復旧体制の強化	厚生部	毎年
町は、緊急時における職員の連絡体制及び技術者等の応援を含めた応急復旧体制を強化する。		
3. 搬送体制の確立	厚生部	毎年
町は、ごみ及び災害廃棄物の搬送について、廃棄物処理業者と協定を結び、広域処理ができ		

<p>るよう協力を要請する。また、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に基づき、市町間で相互応援を行う。</p>		
4. 新たな処理場での災害廃棄物の処理についての検討	厚生部	毎年
<p>町は、新たな処理場での災害廃棄物の処理について、組合との協議を進める。</p>		
5. 中間処理等の場所の確保	厚生部	毎年
<p>町は、災害廃棄物の中間処理を行うため、仮置場の災害廃棄物の処理について、組合との協議を進める。また、上郡町環境センター跡地を中間処理用地として利用を検討する。</p>		
6. 災害廃棄物処理計画の策定	厚生部	長期
<p>町は、災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定）に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に努める。</p> <p>【災害廃棄物の定義】</p> <p>がれき：損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等          一般ごみ：災害により一時的に大量に発生した可燃、不燃、資源ごみ等          粗大ごみ：災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品等          し尿：避難施設などの仮設便所などからの汲み取りし尿          適正処理が困難な廃棄物：アスベスト、PCB、ガスボンベ、消火器等</p>		
7. 廃棄物処理相互応援体制の整備	本部事務局・厚生部	毎年
<p>町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する県、他の市町、関係団体について、あらかじめ応援協定の締結を図ること等により連携を強化し、相互協力体制の充実を図る。</p> <p>また、災害用仮設トイレの整備についても、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。あわせて、仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。</p> <p>なお、災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。</p>		

## 第3章 住民・事業所等の自発的活動の推進



### 第1節 地域防災活動の充実

#### 現状と課題

- 日本火災学会によるアンケート調査結果（平成8年）によると、阪神・淡路大震災では、救出された人の9割以上が専門の救助隊ではなく、自力で難を逃れるか、家族や友人、隣人等によって救出された。
- 令和4年度消防防災・震災対策現況調査（令和4年4月1日）における「都道府県別自主防災組織活動カバー率」では、全国平均が84.7%、その内兵庫県は97.4%となっており全国トップとなっている。上郡町における結成数は、107団体（結成率100% 令和4年4月1日現在）となっている。
- 毎年実施する自主防災組織の活動状況調査の結果では、活動にバラつきがあることが確認され、防災意識の高い組織とそうでない組織とに分かれる。
- 自主防災組織の活動が停滞している原因として、高齢化や過疎化、また地域の防災リーダーの不足などが挙げられる。
- 自主防災組織の活性化と組織体制の強化を図るため、連合自治会を単位とした地区自主防災組織連合会の組織化を進めている。
- 自主防災組織活動を活性化させ、災害時には「自分の命は自分で守る」ことが基本であることを周知徹底する必要がある。

基本方針

平成 28 年度に策定した「自主防災組織育成計画」に基づき、自主防災組織の育成・強化を図り地域防災活動の充実を図るため、地区自主防災組織連合会を中心に、地域住民をはじめ防災関係機関、防災リーダー、学校、事業所等との連携による、地域の特性に合致した地区防災計画の策定や自主防災活動の実施に必要な支援を行う。

1. 自主防災組織の活動の推進	本部事務局	毎年
<p>町は、自主防災組織について以下の活動を推進する。</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災に関する知識の普及</li> <li>イ 防災マップの作成（地域における災害危険箇所、消火栓・防火水槽・井戸・避難場所・医療救護施設等の把握）</li> <li>ウ 自主防災組織活動の手引の作成・配布</li> <li>エ 地域における情報収集・伝達体制の整備</li> <li>オ 要配慮者対策の検討・整備（避難行動要支援者の個別避難計画（誰が、いつ、どのような方法、どこへ等）の策定も含む）</li> <li>カ 地域企業や各種団体との連携・協力体制の整備</li> <li>キ 防災資機材の維持点検</li> <li>ク 防災訓練の実施（避難行動要支援者等の避難訓練等も含む）</li> <li>コ 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進</li> </ul> <p>(2) 災害時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 出火防止及び初期消火</li> <li>イ 負傷者の救出、救護</li> <li>ウ 地域住民の確認</li> <li>エ 情報の収集伝達</li> <li>オ 避難誘導、避難生活の指導（独自避難所の開設・誘導も含む）</li> <li>カ 飲料水、食料等の配分、炊き出し、給水活動</li> <li>キ 地域の要配慮者の救助</li> <li>ク 他地域への応援等</li> </ul>		
2. 自主防災組織の組織体制の強化	本部事務局	毎年
<p>町は、防災リーダーの育成や連合自治会を単位とした組織体制の整備を図るとともに、組織の運営や防災訓練等の活動への支援を通して自主防災組織の組織体制の強化を図る。</p> <p>例) 地区自主防災組織連合会等の設立等</p>		

3. 自主防災組織の編成	本部事務局	毎年
<p>自主防災組織は、概ね以下の事項に留意して組織の編成を行う。</p> <p>(1) 自主防災組織内の編成 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等</p> <p>(2) 編成上の留意事項</p> <p>① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討</p> <p>② 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情（特性）に応じた対応</p> <p>③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加</p> <p>④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用</p>		
4. 自主防災組織エリア内放送の使用訓練の実施	本部事務局	毎年
<p>自治会長は、屋外拡声器を使用した緊急時の放送について、緊急時に迅速に必要な情報を提供できるように、自治会員の協力を得て平時の使用や町の訓練に合わせた使用等、拡声器の積極的な使用に努める。</p>		
5. 自主防災組織等の資機材の充実	本部事務局	毎年
<p>町は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図れるよう支援する。</p> <p>各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。</p>		
6. 災害ボランティアに対する対応内容の周知	本部事務局	毎年
<p>災害ボランティアの活動がよりスムーズに行われるためには、被災地の自主防災組織等との相互の意思疎通が重要となることから、町は、災害ボランティアに対する対応内容についての周知を図るため、自主防災組織等に対して勉強会や訓練等における題材提供等の支援に努める。</p>		
7. 新たな地域防災活動への支援	本部事務局	毎年
<p>町は、地域における防災活動を一層強化するため、自主防災組織の育成強化を促進する一方、既存の住民組織が実施する防災活動や地域の災害予防活動に対して情報提供等の支援を行う。</p> <p>ア 住民、商工会、障がい者団体等の防災活動</p> <p>イ 地域の安全点検や安全なまち並みづくり等の防災まちづくりに関する活動</p> <p>ウ 中学生、高校生等の防災活動</p> <p>エ 自主防災組織等が独自に行う防災マニュアル等の作成や防災訓練の支援</p> <p>オ 地域集会所、公民館、公園等を防災活動拠点とする活動</p>		
8. 消防団による地域防災活動の支援	消防団	毎年
<p>消防団は、災害時の地域防災活動を充実するため、自主防災組織との一層の連携強化を図る。</p> <p>また、自主防災組織や住民組織が実施する人命救助、消火活動訓練等の指導や防災器具の使用方法の指導等を通じて、地域防災活動の支援を強化する。</p>		

## 第2節 ボランティアの育成と登録

### 現状と課題

- 災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援等多くの人力が必要とされる。阪神・淡路大震災等では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加したが、受入れ体制やコーディネートが十分に機能していなかったこと、また行政のボランティア支援のあり方が課題とされた。その後、社会福祉協議会では、「災害ボランティア活動マニュアル」を策定し、体制の確立を図っているが、町との連携及び上郡町災害ボランティアセンター立ち上げの基準、人員等に課題がある。
- 社会福祉協議会においてボランティア・住民活動の育成事業を行っている。また、災害時には、上郡町災害ボランティアセンターを運営し、個人や団体の災害ボランティアの受付を行う。
  - ・災害ボランティア登録者数：63人 3団体（令和4年現在：上郡町社会福祉協議会提供）

### 基本方針

1. 地域のボランティア活動の振興	厚生部 社会福祉協議会	毎年
社会福祉協議会は、ボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティアの育成・支援を図る。住民主体の地域の相互援助活動を推進する。		
2. 災害ボランティアの事前登録	厚生部 社会福祉協議会	毎年
災害が発生してからボランティアを募集するのではなく、町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、平常時から災害ボランティアの登録を行うとともに、ボランティアに関する情報の収集・情報の一元化を図る。		
3. 災害ボランティア活動マニュアルの実践	厚生部 社会福祉協議会	毎年
社会福祉協議会は、町社会福祉協議会が策定している「災害ボランティア活動マニュアル」の実践に努める。		
4. ボランティア・コーディネーターの育成	厚生部 社会福祉協議会	毎年
社会福祉協議会は、ボランティアの受け入れや相談、調整等、ボランティアをコーディネートする人材の育成に努める。		
5. 地域・学校におけるボランティア意識の啓発	厚生部 社会福祉協議会	毎年
社会福祉協議会は、ボランティアに関する理解・関心を高めるため、地域や学校における教育・啓発の充実に努める。		

6. ボランティア活動の支援拠点の整備	厚生部 社会福祉協議会	毎年
<p>町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</p>		
7. 資機材等の確保等	厚生部・本部事務局 社会福祉協議会	毎年
<p>町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。</p> <p>また、町は、一輪車、スコップ、じょれん等、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める</p>		
8. 受入れ体制の整備	厚生部 社会福祉協議会	毎年
<p>町、社会福祉協議会は、主として次の活動についてボランティアやNPO等の協力を得ることとし、受入れ体制の整備に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達</li> <li>(2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動</li> <li>(3) 救援物資、資機材の配分、輸送</li> <li>(4) ごみ・土砂の撤去、家財整理、清掃等の軽易な応急・復旧作業</li> <li>(5) 災害ボランティアの受入れ事務</li> </ol> <p>さらに、日本赤十字社その他のボランティア団体やNPO団体との意見交換や研修の場を持つよう努める。</p> <p>また、災害ボランティアの受け入れについて、平常時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりに努める。</p>		

## 第3節 企業等の地域防災活動への参画促進

### 現状と課題

- 災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆破等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。企業等においては、これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を作成することが求められている。
- 企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努めることが必要である。

### 基本方針

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続が行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

1. 災害時に企業等が果たす役割	本部事務局	毎年
<p>企業等は、次の役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 従業員、顧客等の安全確保                      (2) 被災従業員への支援                      (3) 二次災害の防止</p> <p>(4) 事業の継続、経済活動の維持                      (5) 地域貢献・地域との共生</p> <p>(6) 地元自主防災組織との連携</p>		
2. 企業等の平常時対策	本部事務局	毎年
<p>企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、町及び消防本部は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。</p> <p>① 事業継続計画（BCP）の作成                      ② 防災計画、防災マニュアルの作成、点検・見直し</p> <p>③ 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成                      ④ 防災訓練の実施</p> <p>⑤ 地域の防災訓練への参加                      ⑥ 防災体制の整備</p> <p>⑦ 防災資機材、物資の備蓄                      ⑧ 復旧計画の作成、点検、見直し</p> <p>⑨ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力等</p>		
3. 事業所の防災組織	本部事務局	毎年
<p>町は、防災組織の育成指導及び防災計画等の作成を支援するとともに、防災訓練等の実施を促進する。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>① 多数の人が利用する施設（中高層建築物、集会施設、宿泊施設、学校、病院等）</p> <p>② 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）</p>		

- ③ 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- ④ 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等
- (2) 自衛防災計画の作成
  - ① 予防計画（ア 予防管理組織の編成、イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理、ウ 消防用設備等の点検整備、
  - ② 学習訓練計画（ア 防災学習、イ 防災訓練）
  - ③ 応急対策計画（ア 応急活動組織の編成、イ 情報の収集・伝達、ウ 出火防止及び初期消火、エ 避難誘導、オ 救出救護）
- (3) 防災組織の活動
  - ① 平常時（ア 防災訓練、イ 施設及び設備等の整備、ウ 従業員等の防災に関する教育の実施）
  - ② 災害時（ア 情報の収集・伝達、イ 出火防止及び初期消火、ウ 避難誘導、エ 救出救護）
- (4) 促進の方法
  - ① 防災啓発用パンフ等に、企業での防災活動を明記し配布
  - ② 企業の代表者及び防災担当者と会う機会がある時には、防災活動促進を依頼
  - ③ 上郡町商工会発行の刊行物に、防災活動を啓発する文書の掲載を依頼

## 第4節 防災訓練の充実

### 現状と課題

- 毎年、町と各地区連合自治会（ローテーション）との合同防災訓練等を実施している。しかしながら、自主防災組織の独自訓練については、自主防災組織に委ねており、心肺蘇生や初期消火等の訓練が主体で、避難や水防等の訓練はあまり実施されていない。今後は、自主防災組織独自の訓練内容の充実を図っていく必要がある。
- 自主防災組織や消防団等の防災に係る知識や技術の向上を図るための訓練を、積極的に実施する必要がある。
- 防災担当の専門性を高めるとともに、防災リーダーの育成を行い、住民及び自主防災組織への指導体制の確立を図る必要がある。

### 基本方針

大規模災害が発生した場合、行政や消防、警察などの公的機関だけでは十分な対応ができない事態も予測されることから、災害時に地域住民が主体的に行動できるよう自主防災組織を中心に地域住民や防災リーダー、事業者などの参加による地域防災活動に必要な支援を行う。

#### 1. 定期的な訓練の実施

本部事務局

毎年

町は、住民等を対象に、地震、水害等災害を想定した、実践的な訓練を年1回実施するとともに、町職員を対象とした本部運営訓練や図上訓練等を実施する。

<p>また、詳細な災害想定に基づき、避難区域を想定した実践に近い避難訓練を実施することで、警戒すべき区域内住民の意識の定着と避難指示等への理解を深める。</p>		
2. 自主防災組織の指導強化	本部事務局	毎年
<p>町は、自主防災組織の訓練の支援や指導を行うとともに、自主防災組織と連携し地域防災リーダーの育成に努める。</p> <p>町は、自主防災組織独自で行う訓練内容の充実を図るため、高齢化等の地域の特性に十分配慮し、地域の事業所や各種団体、学校、関係部局、消防機関等と連携して実施できる訓練内容の検討を行う。</p> <p>ア 情報収集・伝達訓練                  イ 消火訓練                  ウ 救出・救護訓練                  エ 避難誘導訓練                  オ 給食・給水訓練                  カ 災害図上訓練 等</p>		
3. 要配慮者利用施設等の訓練支援	本部事務局・厚生部	短期
<p>町は、要配慮者利用施設等における避難訓練の実施を促すとともに、訓練に対する支援を行う。</p> <p>また、事業所等に対し計画的な訓練の実施を促す。</p>		

## 第5節 要配慮者の避難支援

### 現状と課題

- 自然災害が発生した場合、人々が安全な場所へ円滑に避難できることは最も重要なことである。しかし、高齢者や障がい者等にとっては、何らかの手助けなしには避難が困難な者も多く、ここ数年の間に発生した自然災害の被災状況を見ると高齢者、障がい者等の被災者が多くなっている。
- 平常時から避難行動要支援者を把握し、災害発生時に適切に避難誘導を行うため、地域（自治会・自主防災組織・民生委員）のつながりを深めるとともに、福祉関係機関やケアマネジャー等福祉サービス提供者等を含めたネットワークづくり等が課題となっている。

一般的に高齢者、難病患者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などの「配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）」のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々を「避難行動要支援者」という。

基本方針

第1 地域における要配慮者安全対策

要配慮者に対して、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

1. 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備	厚生部	毎年														
<p>(1) 推進組織の整備</p> <p>町は、要配慮者の担当課を定め、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。</p> <p>(2) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="419 1205 1198 1536"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難行動要支援者の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>要介護認定3～5</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>身体障害者手帳1、2級の第1種（心臓、腎臓機能障害は除く）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>精神障害者保健福祉手帳1、2級</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>難病認定者</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>町または避難支援等関係者が支援の必要性を認める人</td> </tr> </tbody> </table>	避難行動要支援者の要件		①	要介護認定3～5	②	身体障害者手帳1、2級の第1種（心臓、腎臓機能障害は除く）	③	療育手帳A	④	精神障害者保健福祉手帳1、2級	⑤	難病認定者	⑥	町または避難支援等関係者が支援の必要性を認める人		
避難行動要支援者の要件																
①	要介護認定3～5															
②	身体障害者手帳1、2級の第1種（心臓、腎臓機能障害は除く）															
③	療育手帳A															
④	精神障害者保健福祉手帳1、2級															
⑤	難病認定者															
⑥	町または避難支援等関係者が支援の必要性を認める人															
2. 関係機関の連携強化	厚生部	毎年														
<p>県健康福祉事務所、庁内関係部局、医療関係者、介護関係者等、自主防災組織等、要配慮者に係る関係機関は連携の強化を図り、情報の共有と、災害時の避難支援等に努める。</p>																
3. 防災知識の普及・啓発	厚生部・本部事務局	毎年														
<p>町は、在宅の要配慮者やその家族に対して、災害時における的確な対応が図れるよう、防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>また、住民に対して、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から弱者を守るため、防災知識の普及、自主防災活動への積極的参加を促す。</p>																
4. 救出・救護体制の充実	厚生部・本部事務局	毎年														
<p>町は、消防等の防災関係機関による救出が困難な場合に備え、自治会や自主防災組織による</p>																

要配慮者の救出・救護について体制の確立に努める。 また、町や医療機関、福祉施設等は、要配慮者に対する災害発生時の迅速な援護活動体制の整備に努める。		
5. 要配慮者のための避難所の確保	本部事務局	中期
町は、避難所での生活が困難な要配慮者のために、関係機関の協力を得て、社会福祉施設等を臨時避難場所として確保するよう努める。また、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。		
6. 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言	厚生部・教育部 ・本部事務局	毎年
町は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合は、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的実施できていない場合には、指導・助言を行う。		

## 第2 要配慮者利用施設の安全対策

町は、社会福祉施設や医療機関等の要配慮者利用施設に対し、次の対策を講じ、入所者、患者、利用者等の安全を確保できるよう、各施設の管理者へ以下の安全対策を要請するとともに、災害時に必要な情報の連絡体制の構築に努める。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）に基づく要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 ≪要配慮者利用施設の例≫	
〔社会福祉施設〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉関係施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> </ul>	〔学校〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校 等</li> </ul> 〔医療施設〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・助産所 等</li> </ul>

- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

1. 要配慮者利用施設における対策	厚生部・教育部 ・本部事務局	毎年
<p>(1) 非常災害対策計画及び避難確保計画の策定</p> <p>社会福祉施設の管理者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた非常災害対策計画を作成し、職員等への周知徹底に努める。</p> <p>また、浸水区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害または土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を策定し、町へ提出する。</p>		
<p>(2) 防災教育・訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施し、災害時の対応能力向上を図るとともに、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努める。</p> <p>また、非常災害対策計画または避難確保計画を作成した要配慮者施設の管理者等は、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p>		
<p>(3) 施設利用者の把握</p> <p>各施設管理者は、平常時から施設利用者の実態把握に努め、非常時に、利用者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。</p>		
<p>(4) 夜間体制の充実</p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の管理者は、施設の夜間体制の充実に努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。</p>		
<p>(5) 自力避難困難者等への配慮</p> <p>各施設管理者は、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ避難しやすい場所にする等の対策を講じる。</p>		
<p>(6) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備</p> <p>施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。</p>		

### 第3 災害時のケア体制の整備

被災時の要配慮者等の支援策として、平常時次のような体制を整える。

1. 生活支援体制の整備	厚生部 社会福祉協議会	毎年
町及び社会福祉協議会は、災害発生時に要配慮者の支援ニーズを把握し迅速に支援できるよう、災害ボランティア活動体制を整備する。		
2. 避難所等への配慮	本部事務局 各施設管理者	短期
町は、要配慮者対応の食品（軟菜食、粉ミルク等）や資機材（車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し、被災時の配備、配布により対応する。 また、福祉避難所の設備（車椅子、障がい者用トイレ、発電機等）の充実に努める。		

## 第6節 防災知識の普及

### 現状と課題

- 災害による被害を最小限に止めるためには、行政や関係機関による各種災害対策とともに、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という住民の心構えと行動が重要となる。町及び関係機関は、災害対策活動に備え職員の意識啓発を積極的に行うとともに、住民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める必要がある。
- 住民の防災意識の向上を図るため、上郡町地域防災リーダーと連携し防災出前講座を今後も継続し実施する必要がある。

### 基本方針

#### 第1 住民に対する防災知識の普及

住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。

1. 住民に対する防災知識の普及	本部事務局	毎年・定期
町は、次の手段により住民への防災知識の普及啓発を行う。 ア 広報かみごおり、えんしんネット等の利用（毎年） イ その他研修会、防災訓練等の利用（毎年） ウ ハザードマップへの掲載（町ホームページで常時掲載） エ 上郡町地域防災リーダーと連携した防災出前講座の実施		
2. 防災週間等における行事の実施	本部事務局・建設産業部	毎年

<p>町は、防災週間や土砂災害防止月間、防災とボランティア週間をはじめ、各種防災・安全週間等について、自主防災組織を含む関係機関等と連携し、防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。</p>		
3. 自助意識の醸成	本部事務局	毎年
<p>町は、「自分の命は自分で守る」「家族の命は自分で守る」という基本的な考えを防災においても定着させ、危険な状況においては、自己の判断で安全な避難行動がとれるよう、自主防災組織と連携した啓発活動を行う。</p>		
4. 緊急地震速報の普及・啓発	本部事務局	毎年
<p>町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についてハザードマップ等による普及、啓発に努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p>		
5. 警戒避難体制の整備及び必要事項の周知	本部事務局	毎年
<p>水防法に基づく浸水想定区域が指定された場合や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定された場合には、地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>防災計画において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物等（洪水ハザードマップ等）を配布する。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）を配付する。</p> <p>町が作成する各ハザードマップとは別に、兵庫県が作成するCGハザードマップ利用についても併せて周知する。</p>		

## 第2 児童生徒に対する防災教育

各小中学校は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災知識の普及啓発に努めるとともに、避難訓練等を通して学校、家庭等における正しい防災の備えについて修得できるよう指導する。

1. 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上	教育部	毎年
<p>町は、防災に関する各種研修に計画的に参加するなど、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。</p>		
2. 学校における防災教育の実施	本部事務局・教育部	毎年
<p>各小中学校は、防災訓練への参加や、学校での避難訓練等の実施等を通して、児童生徒の防災意識の高揚のための防災教育の推進を図る。</p>		

## 第3 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、医療施設、社会福祉施設、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者及び職員に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努

める。

1. 地震発生時の対応強化	本部事務局	毎年
町は、地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できるよう、自主防災体制の強化を図る。		
2. 土砂災害等の対応強化	本部事務局	毎年
土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に位置する施設等は、平素から避難についての対応を定め、避難訓練等の実施や施設内での職員体制、情報伝達体制の整備を図る。		
3. 家屋被害調査体制の整備	総務部	毎年
<p>県は、被災した住宅の全壊、半壊等のり災認定作業を円滑に進める「家屋被害認定士制度」を創設し、市町職員等を対象に家屋被害認定士の養成を推進している。</p> <p>町は、県が行う家屋被害認定士養成研修を通じて、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、円滑に家屋被害調査を実施できる体制の整備を推進する。</p>		

## 第7節 避難所確保・運営

### 現状と課題

○町が指定する公的な避難所のうち、避難所そのものが浸水の心配はなくても、避難ルートが浸水しており、安全な避難が困難な個所もある。

指定避難所	指定緊急避難場所
30箇所	31箇所

○自主防災組織の中には、地元集会所や民間施設などを自主避難所として定めているところもあり、必要に応じて自主避難所を町の避難所として指定することも検討する必要がある。

○被災直後から、多くの避難者が集まることにより避難所の運営が混乱することが予想される。このため、平常時から地域住民を主体とした避難所を運営する組織づくりや訓練等を着実に実施する必要がある。

### 基本方針

1. 避難所の指定	本部事務局	毎年
<p>町は、次のように避難所の指定を行う。</p> <p>(1) 都市公園、公民館、学校等の公共的施設や民間施設を対象に、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定状況、施設の耐震性や防災機能、立地条件、災害実績等を考慮して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、見直しを行う。 [資料 5-3-1 指定緊急避難場所等の指定基準]</p> <p>(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努</p>		

める。

- (3) 指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識の設置やハザードマップの配布等により住民に周知する。
- (4) 避難経路について、あらかじめ地域の自主防災組織等と確認し、避難中の事故を防ぐための危険箇所の把握に努める。
- (5) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- (6) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (7) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (8) 新型コロナウイルス感染症等感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から本部事務局と厚生部が連携することとする。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。
- (9) 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (10) 自動車避難（原則使用しないこととする）又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス感染症等感染者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

2. 避難所管理運営体制の整備

本部事務局・教育部 長期

町は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにするとともに、避難所のカギの開閉や施設の利用制限等について各施設管理者と事前に協議・調整し、避難所のスムーズな開設と避難所開設情報の提供、運営等を想定した避難所開設訓練を実施するとともに、避難所開設期間が長期に渡ることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

また、指定避難所に指定されている指定管理施設についても、指定施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等について協議を行う。

3. 避難誘導體制の確立

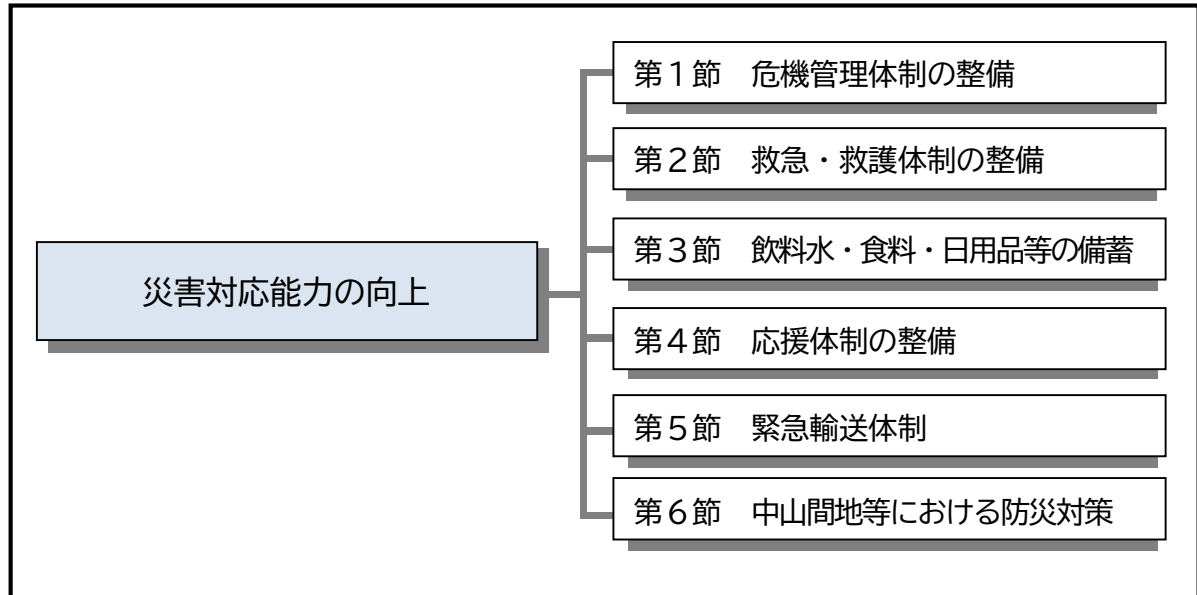
本部事務局 長期

町は、自治会、自主防災組織等と連携した避難誘導體制を確立するため、自治会、自主防災組織単位の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に即した避難訓練等の実施を支援する。

また、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進し、住民の避難意識の向上を図る。

4. 避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練	本部事務局・教育部	長期
<p>(1) 町は、自治会等と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。</p> <p>また、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所運営マニュアルの周知を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。</p> <p>(2) 町は県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。また、避難所開設・運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映する。</p>		
5. 施設、設備の整備	各施設管理者	長期
<p>町は、町の施設である避難所について、ライフラインの停止や要配慮者の収容等を想定し、冷暖房設備、非常用電源（車両から確保する設備等）、簡易洋式トイレほか、物資の備蓄に努めるとともに情報手段についても整備を行う。</p> <p>また、避難所となる施設は、耐震・耐火構造、浸水対策やバリアフリー化することを目標とするとともに、避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に配慮し、計画的な整備を推進する。避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保等、計画的な整備を推進する。</p>		
6. 広域一時避難所への配慮	本部事務局	長期
<p>町は、県とともに大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>また、町及び県、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。</p>		

## 第4章 災害対応能力の向上



### 第1節 危機管理体制の整備

#### 現状と課題

- 災害時に住民の生命・身体・財産を守ることは町の使命である。町職員の減少や、遠方からの通勤者が増えている現状から、初動体制の遅れや人員不足が懸念されるが、風水害等、事前に予測可能な災害については、早い段階から情報収集に努め、万全の体制で緊急時に備える必要がある。
- 災害時に職員招集を行うための、職員連絡体制がメールの一斉送信であり、災害時にはアクセスが集中する等、通信困難になることも予想されるため、安否確認も含めた職員への連絡手段の確保が必要である。
- 町地域防災計画では、各対策部の基本的な職務は規定しているが、具体的な業務の詳細な手順等を定めたマニュアルではないため、災害時に参集した職員が具体的に何を行うのか、具体的な行動指針が必要である。
- 水防体制においてこれまでの災害では、現地指揮本部の機能が十分果たせていない状況で、情報・人の分散により非効率な体制となっている。
- 災害対策本部での重要な意思決定において、情報の分析、判断を正確に行うための職員の専門知識が十分とは言えない状況である。また、情報の収集分析は避難指示等を行うのに、最も重要な業務であり、本部体制に明確に位置付ける必要があるとともに、普段から情報の収集分析能力の向上を図る必要がある。
- 消防団の活動について、火災以外の災害対応能力の向上を図る必要があるとともに、役割の明確化が必要である。

- 消防団の高齢化、新入団員不足等から、消防団の弱体化が進んでいる。また、町内で勤務している団員の減少から、昼間帯の団員不足や、町職員の分団幹部兼務等により、災害時の人員不足が大きな課題となっている。
- 職員が被災し業務遂行に支障をきたした場合等への対応について委託や、臨時職員の確保等明確に定め、準備しておく必要がある。

基本方針

第1 災害対策本部の設置運営体制の強化

1. 初動緊急要員の指定及び初動体制の確立	本部事務局・各部	毎年
町は、上郡町における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。		
2. 役場庁舎の災害対応整備	総務部	長期
町は、役場の電力、通信、情報機器、公用車等の地震、浸水、雷対策等を行う。 町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実を努めることとする。また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に水害のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。 (1) 非常通信訓練の実施 町及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。 (2) 非常通信の普及、啓発 県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。		
3. 交代要員の指定及び交代体制の確立	各部	短期
町は、職員が被災する場合や、災害対応が長期化する場合を想定し、災害対策本部体制・平常業務実施体制それぞれにおいて、交代要員をあらかじめ指定するなどの体制の確立に努める。		
4. 本部代替設置場所の確保	本部事務局	長期
町は、役場本庁舎に本部設置が困難な場合の代替設置場所を第2庁舎とし、本部としての指揮統括機能を果たすために必要な情報通信処理施設その他必要な設備の整備を行う。 また、代替設置場所への災害時有線電話の設置を図る。		
5. 平素からの関係機関との連携強化	本部事務局	短期
町は、平素から、県防災担当、神戸地方気象台、近隣市町の防災担当との連携を密にし、本部設置時には相互に情報の共有や交換ができる体制を整える。		

## 第2 防災基盤・施設等の整備

1. 地域防災拠点の指定	本部事務局	短期
町は、役場庁舎を当面の地域防災拠点とし、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動の訓練・教育拠点とし、今後総合的な防災拠点の整備を目指す。また、各小中学校を広域避難場所・物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。		
2. コミュニティ防災拠点の整備	本部事務局 教育部	短期
町は、身近な日常生活圏(各地区公民館)において災害時には避難と救援の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点として機能するコミュニティ防災拠点の整備を推進する。		
3. 西播磨広域防災拠点との連携	本部事務局	短期
町は兵庫県が定める広域防災拠点である「西播磨広域防災拠点」と連携して、災害時の物資の供給、応急活動要員の派遣等、迅速な対応が行えるよう平時より兵庫県と協力体制を維持するよう努める。		
4. 防災基盤整備事業の実施	本部事務局	短期
町は、次の防災基盤整備事業を計画的に実施し防災減災対策に努める。		
(1) 消防防災施設等整備事業		
災害に強い安全なまちづくりを進めるため防災拠点施設や避難所施設の整備や消防防災資機材の整備を行う。		
(主なもの)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点施設 (備蓄施設、臨時ヘリポート含む)</li> <li>・ 災害対策施設 (非常用電源、消防水利施設 (防火水槽含む))</li> <li>・ 消防用設備 (小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車)</li> <li>・ 避難所整備 (防災機能の強化)</li> </ul>		
(2) 防災情報通信施設等整備事業		
災害時の情報収集・伝達手段として利用する情報通信機器・施設の整備を行う。		
(主なもの)		
○国と連携し整備運用を行うもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 及び関連機器</li> </ul>		
○県と連携し整備運用を行うもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェニックス防災システム (衛星通信も含む)</li> <li>・ ひょうご防災ネット (メール、アプリ)</li> <li>・ 兵庫県箇所別土砂災害危険度予測システム</li> </ul>		
○町が整備運用を行うもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報システム (CATV 網を活用し、雨量情報、河川カメラによる情報収取や告知放送、文字放送、データ放送による情報伝達を行うシステム)</li> <li>・ 防災行政無線の整備</li> </ul>		
(3) 避難路整備事業		

住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難路及び周辺施設の整備を行う。 (主なもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路周辺の建築物の耐震不燃化対策</li> <li>・避難の障害となる落下物の防止対策</li> </ul>		
5. 地震防災緊急事業の推進	関係各部	毎年
地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づき県知事が作成する地震防災緊急事業5箇年計画に定める事項のうち、町が実施する事業について推進を図る。		

### 第3 平時の防災体制の強化

1. 職員の危機管理の徹底	本部事務局	短期
町は、職員が被災し、災害対応が困難になることがないように、職員の家庭等における災害対応について周知徹底を図る。		

### 第4 非常招集体制の強化

1. 職員への連絡手段・連絡体制の確立	総務部・各部	毎年
町は、職員に対して速やかに連絡を行い、非常参集が迅速に行えるようにするため、所属職員の住所簿を常に更新・整備し、連絡体制の徹底と充実を図る。		
2. 非常参集訓練の実施	本部事務局	毎年
町は、災害発生時の緊急対応に対する職員の自覚と意識向上を促し、参集ルートの確認を行うため、定期的に参集訓練を実施する。		
3. 登庁できない職員の参集場所等の明確化	総務部・各部	毎年
町は、職員が交通事情等により、あらかじめ指定されている職場に参集できない場合を想定し、各職員が代替参集場所について平常時から確認を行うよう徹底する。		
4. 登庁していない職員の安否確認体制の確立	総務部・各部	毎年
町は、災害時における職員（特に登庁していない職員等）の安否確認を行う体制を確立する。		

### 第5 被災状況の早期把握

1. 職員参集途上における情報収集の実施	本部事務局	短期
町は、職員が参集途上において正確かつ適切に情報収集を行えるよう、「被害状況報告」の活用方法に関する職員研修等を実施する。		
2. 被災状況把握動員体制の確立	本部事務局	短期

町は、収集した被災情報を分析し整理するための体制を整備するとともに、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成を図る。		
3. 被災情報に関する収集・管理体制の確立	総務部 各施設管理者	短期
町は、災害発生後のできる限り早い時点で、町域全体のおおよその被害状況を把握するための庁内体制を確立するとともに、各課においても、所管する公共施設等に関する緊急点検・巡視体制の徹底を図る。		

## 第6 職員の災害対応能力の向上

1. 総合防災訓練・個別防災訓練の実施	本部事務局	毎年
町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、定期的に総合防災訓練・個別訓練、研修等を実施するほか、高齢化の進展や広域災害の危険性等、災害対応の様相の変化を考慮しながら適時訓練内容を見直し、実践的な訓練を行う。 また、気象情報や住民等からの情報の分析と判断が行える職員の育成を図る。		
2. 安全管理・危機管理に関する職員研修の実施	本部事務局	毎年
町は、災害時における各職員の適切な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑なものとするため、平常時から安全管理及び危機管理に関する職員研修を実施する。		
3. 職員の24時間体制の構築	本部事務局・各部	短期
町は、災害対策本部員並びに各部の防災対策基幹職員による24時間緊急情報連絡・動員体制を確保する。		
4. 職員が被災した場合の対応	総務部・各部	短期
町は、職員が被災し、出勤できない場合を想定し、委託可能な業務や臨時職員の確保等、平素から協定を結ぶなど事前に準備を行う。		

## 第7 災害時救出・救助体制の充実・強化

1. 救助技術等の向上	赤穂市消防本部	毎年
赤穂市消防本部は、複雑多様化する各種災害に対応するため、救助技術の錬磨に努める。また、救急需要の増加に対応するため、救急隊員の技術向上に努める。		
2. 建設業者等との連携及び資機材調達の支援	建設産業部	毎年
町は、人命救助活動に際して障害物等除去が必要となる場合に速やかに応援要請できるよう、町内建設業者と協定を締結するとともに、所有する資機材等についても平常時から把握するよう努める。		

第8 雑踏事故の予防対策

1. 雑踏事故の予防	関係各部	毎年
<p>雑踏が想定される行事等の実施に当たり、行事等の主催者は、町及び関係機関等の役割、連携を明示することにより、雑踏が想定される行事等の安全対策を講じる。</p> <p>(1) 行事等の主催者等は、行事内容、雑踏警備体制、緊急時の救急・救護体制等について、警察署、消防機関、医療機関等と十分に連絡調整を行うなど、雑踏事故防止に万全を期す。</p> <p>(2) 警察署は、必要に応じて、行事等の計画段階から、主催者等に対して雑踏警備に関する指導、助言を行うとともに、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。</p> <p>(3) 町は、事故発生時の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、緊急車両の進入路の確保等を含め、必要な警備体制をとる。</p> <p>(4) 事故発生時の広域支援に備える観点から、町は、行事等の計画段階において、必要に応じて関係機関等の協議の場に参画し、情報伝達体制等について助言する。</p> <p>(5) 県は、迅速な広域支援の調整等に備える。</p> <p>なお、雑踏事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、行事等の主催者、警察署、消防機関、医療機関、町、県等は、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。</p>		

第9 消防体制の充実・強化

1. 消防施設・消防団施設の整備	本部事務局	長期
<p>町は、地域開発等による都市形態の変化や複雑・大規模、特殊化する災害に対応するため、消防施設や消防団について、拠点施設の整備と装備の近代化に努める。また、消防車両の更新、防火水槽・消火栓の新設整備に当たっては、年次計画に基づき行う。</p>		
2. 消防体制の強化	本部事務局・消防団	毎年
<p>消防団は、上郡消防署との連携のもとに、地域における防災リーダーとして各種組織の指導を行うとともに、地域と一体となった連携・協力体制を構築する。</p> <p>また、団員の減少等への対応や、活動の活性化を図るため、消防団OBや企業消防団と連携強化、女性の地域防災活動への参画の促進に対する配慮、若者の参画の促進、上郡消防署や自主防災組織等との連携強化等に努める。</p>		
3. 消防団の災害対応能力の強化	本部事務局・消防団	短期
<p>消防団は、地域の防災を支える重要な組織であるが、地震や水害に対する知識や技術の習得は行われていないことから、火災以外の災害対応能力の強化が不可欠であり、訓練や研修を実施し、能力向上を図るとともに、町は、本部設置時における、消防団の役割の明確化を図る。</p>		

## II

## 災害予防計画

## 第10 水防体制の充実・強化

1. 河川水位情報等確認体制の強化	本部事務局	短期
町は、水位計の設置を県に要請していくとともに、河川の映像については、河川監視カメラによって水位情報をリアルタイムで確認するなど有効活用を図る。		
2. 水防上重要な区域における警戒体制の充実	本部事務局 建設産業部・消防団	短期
町は、警戒を要するため池や水防上重要な区域においては、自主防災組織等との密接な連絡体制を整備するとともに、災害を未然に防ぐための警戒体制の充実を図る。		
3. 消防団の水防対応能力の強化	本部事務局、消防団	短期
浸水害による被害が多発している現状から、水害時における消防団の役割は非常に大きくなっている。被害の軽減を図るためには、消防団の水防技術の向上が不可欠であることから、町は、消防団の実践的な訓練の実施に努めるとともに、消防団においても水防訓練の参加に努める。		
4. 水防活動のための資機材の整備	本部事務局	短期
町は、水害時の避難誘導や救助ほか水防のための資機材の整備、備蓄に努める。		

## 第11 地震対応の充実

1. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用	本部事務局	毎年
緊急地震速報等を住民まで瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、屋外拡声器及びその他機器システムへ接続し適正に維持管理を行う。 ※全国瞬時警報システム(J-ALERT)：緊急地震速報等対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、瞬時に住民に緊急情報を伝達するシステム。		
2. 緊急地震速報の運用	本部事務局	毎年
緊急地震速報は、地震の発生直後に、観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。町は、住民の安全を図るため、屋外拡声器、ケーブルテレビを使用した運用を実施する。		

## 第12 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動を行う。

1. 防災・減災への取り組み	関係各部	毎年
<p>町は、防災・減災を推進するため、次に掲げる事業に取り組む。</p> <p>① 指定避難所の指定及び整備等を行う事業</p> <p>② 避難行動要支援者その他の特に要配慮者を支援する事業</p> <p>③ 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業</p> <p>④ 防災減災の取り組みを推進する体制を整備する事業</p> <p>⑤ その他防災減災の取り組みを推進するために必要な事業</p> <p>また、県及び防災関係機関と連携して、住民等の自発的な防災・減災・縮災のための活動を促進するほか、避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する必要な措置に取り組む。</p>		
2. 住民・事業者等の取り組み	本部事務局	毎年
<p>住民、自主防災組織、事業者等は、ひょうご防災減災推進条例に基づく取り組みを行う。</p> <p>【(資料1-4-1) ひょうご防災減災推進条例】</p>		

## 第2節 救急・救護体制の整備

### 現状と課題

- 災害による人身被害の軽減を図るためには、建築物や市街地の防災性を向上させるとともに迅速な救急・救護活動を支える体制の整備、医療機関との連携等を構築することが重要である。当町においては、救急・救護体制について、近隣市町へ依存せざるをえない状況であり、平素からの連携強化が不可欠である。
- 医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等を定めた西播磨圏域災害救急医療マニュアルに基づく医療体制の整備をしておく必要がある。
- 市街地の集落内でも道路が狭いことから、緊急用車両の通行に支障がある場所が多く、火災や救急対応に課題がある。
- 災害発生時に負傷者や避難者の健康及び心のケア等の保健衛生対策を迅速に対応するため予め検討しておく必要がある。

### 基本方針

#### 第1 初期医療体制の整備

災害等に多数の負傷者が発生したときは、救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の体制整備を図る。

1. 救護班の整備	厚生部	長期
町は、赤穂郡医師会と防災協定を締結し、救護班の編成体制を整えておくものとする。また、町は、救護班の救急医療のための器材等の備蓄に努める。		
2. 救護所の設置	厚生部	中期
町は、救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。		
(1) 設置場所の確保 関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき施設等をあらかじめ調査し、可能な施設の指定を行う。		
(2) 臨時・移動救護所用設備の整備 災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等の整備を図る。		

3. トリアージ実施体制の整備	厚生部	短期
<p>町及び関係機関は、初期医療処置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分ける（トリアージ）体制の整備を推進する。</p> <p>また、関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時における傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。</p>		

## 第2 後方医療体制の整備

町は、困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図る。

1. 後方医療支援体制の整備	厚生部	短期
<p>救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、災害拠点病院との連携等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図る。</p> <p>また、医療ボランティア等医療に係る人的資源の派遣要請等が図られるよう努める。</p> <p>さらに、兵庫県や日本赤十字社の救護班等の派遣要請についても、関係機関等と調整を図りその体制整備に努める。</p>		
2. 負傷者の搬送体制の整備	本部事務局	短期
<p>町は、陸上の搬送について、道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備する等、効率的な搬送体制の確立に努める。</p> <p>また、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。</p>		

## 第3 保健衛生体制の整備

町は、負傷者や避難者の感染症対策や健康及び心のケア対策を迅速に行うため、次の保健衛生体制の整備を図る。

1. 保健衛生体制の整備	厚生部	短期
<p>町は、平常時から赤穂健康福祉事務所、赤穂郡医師会と連携し災害時保健活動体制の確立を図る。</p> <p>また、地域住民の生命と生活を守るための迅速かつ適切な保健活動が展開できるよう、災害時保健師活動マニュアルの策定・見直しを行う。</p>		

## Ⅱ

## 災害予防計画

## 第4 医薬品等の確保

医薬品、医療用資機材（防疫及び保健衛生用も含む）については、地震被害想定等に基づき、必要数量等の目標を定め、備蓄・調達に努めるものとする。

1. 緊急時医薬品の確保	厚生部	短期
町は、備蓄すべき医薬品等の品目・数量等を検討するとともに、医療関係機関等との協定等により、医薬品及び医療用資機材の確保体制を確立する。		
2. 医薬品等の備蓄・調達体制の整備	厚生部	短期
町は、赤穂郡医師会や薬剤師会等医療関係機関との協議の上、備蓄・調達目標に基づく医薬品、医療用資機材について内容、数量等を明らかにするとともに、関係機関と協力し、組織的な備蓄・調達体制を検討する。		
また、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。		

## 第3節 飲料水・食料・日用品等の備蓄

### 現状と課題

- 災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。
- 住民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、町は、避難直後の住民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。
- 災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、概ね3日間（南海トラフ巨大地震では7日間が基本）を目途に各世帯が確保することが必要とされている。
- 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。

### 基本方針

#### 第1 飲料水の確保

町は、住民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の確保策を推進する。

1. 飲料水の確保	上下水道部	長期
上水道施設について、施設等の耐震性向上等を図り、災害時の飲料水の確保に努める。		
2. 緊急時の飲料水の備蓄	本部事務局	短期
緊急時の対応として、一定量の飲料水の備蓄を行う。また、災害時応援協定に基づき、災害用自動販売機の設置等に努める。		
その他、自主防災組織と連携し、地域独自の飲料水の確保を勧める。		

第2 食料・生活必需品の確保

町は、食料及び生活必需品について、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

1. 計画的な食料備蓄	本部事務局	短期																							
<p>必要物資、数量の目標を定め、計画的な備蓄を行う。また、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。</p> <p>(1) 食料給与対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難所等に収容されている被災者</li> <li>イ 住家が被害を受け、炊事ができない者</li> <li>ウ 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者</li> <li>エ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者</li> </ul> <p>(2) 備蓄目標数量</p> <p>県、町、住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>住民による備蓄</th> <th colspan="2">行政による備蓄</th> </tr> <tr> <th></th> <th>町による備蓄</th> <th>県による備蓄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ地区 又は 小学校区レベル</td> <td>1人 最低3日分 (現物備蓄) →</td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町域レベル</td> <td></td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>広域レベル</td> <td></td> <td></td> <td>被災者の1日分相当(現物又は流通在庫備蓄)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3日分</td> <td>2日分</td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。</p> <p>(3) 備蓄品目</p> <p>品目としては、一般に次のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</li> <li>イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水</li> <li>ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</li> </ul>			区分	住民による備蓄	行政による備蓄			町による備蓄	県による備蓄	コミュニティ地区 又は 小学校区レベル	1人 最低3日分 (現物備蓄) →	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓		町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓	広域レベル			被災者の1日分相当(現物又は流通在庫備蓄)	合計	3日分	2日分	1日分
区分	住民による備蓄	行政による備蓄																							
		町による備蓄	県による備蓄																						
コミュニティ地区 又は 小学校区レベル	1人 最低3日分 (現物備蓄) →	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓																							
町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓																						
広域レベル			被災者の1日分相当(現物又は流通在庫備蓄)																						
合計	3日分	2日分	1日分																						
2. 生活必需品の確保	本部事務局	長期																							
<p>必要物資、数量の目標を定め、計画的な備蓄を行うと共に、民間事業者等との物資の確保等に関する協定等の締結を進め、次の生活必需品の重点的な確保を図る。</p> <p>毛布、下着、タオル、哺乳瓶、トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー、小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ、懐中電灯 ほか</p> <p>※ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確認するよう努める。</p>																									

3. 備蓄、供給体制の整備	本部事務局	長期
備蓄場所については、各地区基幹避難所である小中学校及び役場庁舎に備蓄し、効率的な供給体制を整備する。また、供給体制については県や自主防災組織と連携をとりながら、最大限の体制を確保する。		
4. 備蓄物資の輸送・配分	総務部・本部事務局	短期
備蓄物資の輸送については、災害の状況を十分把握し輸送途中に二次災害に巻き込まれないよう、安全なルートを選択して輸送を行う。また、配分については地域の自主防災組織と密な連絡を取り合い、避難所だけでなく独自避難している箇所への配分も行い、配分の偏りや漏れを防ぐことに努める。		
5. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	総務部・本部事務局	長期
国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。		

第3 住民等に対する指導

町は、住民等に対して家庭内備蓄の実施について周知を図る。

1. 住民への家庭内備蓄の指導	本部事務局	短期
家庭内備蓄として、食料、生活必需品、飲料水について、最低3日分できれば7日分程度の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。		

第4節 応援体制の整備

現状と課題

- 大規模な災害が発生した場合には、町独自の対応では十分な応急対策や災害復旧が実施できないことが予想される。このため、平常時から防災関係機関との連携を強化するとともに、締結した協定が災害時に円滑に機能するよう、協定締結市町や民間業者等との連携を強化する必要がある。
- 大規模な災害が発生した場合には、緊急輸送や、物資の供給等について、十分な対応ができないことが想定される。このため、民間事業者との新たな協定締結を積極的に進め、体制の強化を図る必要がある。

## 基本方針

## 第1 相互応援体制、緊急輸送体制の整備

応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、相互応援体制や緊急輸送体制の整備を図る。

1. 防災関係機関との連携	本部事務局	毎年
町は、防災会議、防災訓練等を通じて、平常時から防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携強化を図る。		
2. 他市町との連携	本部事務局	毎年
町は、他市町との相互応援について協定を締結し、広域的な相互応援体制の整備を図ってきた。今後は、災害時に迅速かつ確かな相互応援活動が実施できるよう、応援要請や派遣手続き、連絡方法等についてあらかじめ確認するなど、連携強化を図る。		
3. 民間事業者等との連携	本部事務局	毎年
町は、災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ確かな応急対策や復旧事業に取り組むことが重要であることから、協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ確認するとともに、民間事業者等との新たな協定の締結を推進する。		

## 第2 応援・受援体制の整備

消防機関による大規模災害時の県内の応援体制及び全国的な応援体制は次のように整備されている。町は、災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き、受入れ体制等について整備を図る。

1. 緊急消防援助隊の活用	本部事務局	毎年
消防組織法第45条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等を、より効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置され、応援を必要とする場合は知事に要請する。今後は、迅速な応援要請が実施できるよう、体制を整える。		
2. 兵庫県消防防災ヘリコプターの活用	本部事務局	短期
消防組織法第30条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、都道府県や他都市が保有するヘリコプターの応援を要請することができる。今後、ヘリコプターが効果的に活動できるよう、ヘリポート等を確保するとともに、要請方法等について明確にしておく。		
3. 受援体制の整備	本部事務局	短期
町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に策定する。		

## 第5節 緊急輸送体制

### 現状と課題

- 災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備しておく必要がある。
- 広域的には、県道等の緊急輸送路の整備が完了しているが、町域内の輸送について、主だった町道の安全性を確認する必要がある。
- 緊急輸送路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送路とのアクセス道路を町の緊急輸送路として選定し対策に努める必要がある。

### 基本方針

#### 第1 緊急輸送路ネットワークの設定

応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

1. 緊急輸送路の設定	本部事務局 建設産業部	短期	
町は、県が指定する緊急輸送路ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）を踏まえ、防災拠点等に集められた物資を、町内の地区防災拠点等に送るため、道路整備に併せ町内の緊急輸送路（予定路線・区間）の設定を行い、緊急輸送路ネットワークを形成する。			
2. 物資集積・配送拠点の確保	本部事務局	短期	
町は、救援物資等を受入れ、仕分け及び配送等を効率的に行うため、概ね次の基準により災害活動拠点及び臨時ヘリポートを選定する。			
(1) 災害活動拠点			
大量の食料、生活必需品等の迅速な集積、仕分け、配送を行うため、物資等集積所を確保するものとし、交通条件に優れ、ヘリポート等の確保が可能な大規模公園、学校等を災害活動拠点としてあらかじめ選定する。			
(2) 臨時ヘリポート			
緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートとして次の施設を指定している。			
番	名 称	所 在 地	電 話 番 号
H1	上郡町スポーツセンター	上郡町竹万29	0791-52-4433
H2	高田地区運動公園	上郡町与井722-2	—————
[資料 5-6-1 「県指定臨時ヘリポート（輸送拠点）及び離着陸場の基準」]			

## Ⅱ

## 災害予防計画

## 第2 緊急輸送車両の確保

災害時の緊急輸送車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

1. 町保有車両の確保	総務部	毎年
町は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、点検整備に努める。 [資料 5-6-3「緊急通行車両一覧表（庁用車）」]		
2. 民間業者からの車両の確保	本部事務局	短期
町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努める。		
3. 緊急通行車両の事前届出	本部事務局	短期
町は、災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、町保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。		

## 第6節 中山間地等における防災対策

### 現状と課題

- 新潟県中越地震においては、山地崩壊による道路の寸断、情報通信の途絶により、山古志村をはじめとする孤立集落が発生し、集落単位で避難せざるを得ない事態が生じている。
- 集落戸数の減少や高齢者世帯の増加が進んでいる地域の現状を踏まえ、防災情報の迅速な伝達体制の整備や、救出・救助体制、集落を越えた広域的な地域で支え合う体制等の構築を図り、住民の暮らしの安心・安全を確保する必要がある。

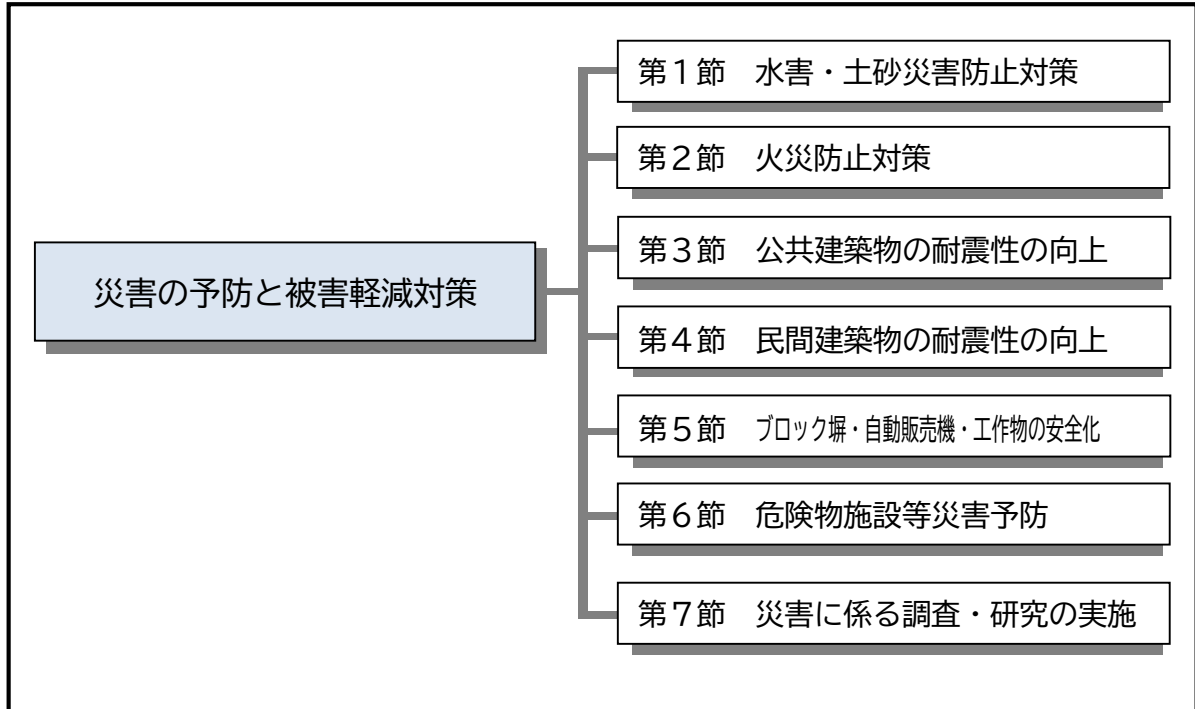
### 基本方針

#### 第1 孤立集落対策

町は、風水害及び地震によって孤立するおそれのある集落における災害対策について、県・国等関係機関の協力を得て以下のとおり進める。

1. 孤立集落の抽出	本部事務局	短期
中山間地の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域をあらかじめ抽出しておく。		
2. 通信の確保	本部事務局	短期
(1) 通信機器の非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源用燃料の確保を図るとともに、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。		
(2) 集落と町間の通信途絶を防止するため、無線、公衆電話、ケーブルテレビ等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。		
3. 物資供給の備え	本部事務局	短期
集落の孤立の可能性に応じて、集落の公民館等に水、食料等の生活物資を備蓄する。また、公的備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも努める。		
4. 道路・ライフライン等寸断への対策	本部事務局 建設産業部・上下水道部	短期
(1) 迅速な道路・ライフライン等の被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう連携体制等の整備に努める。		
(2) ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、着陸可能な箇所（休耕畑、農・林道等）も選定しておく。		
5. 要配慮者に対する支援対策	厚生部・本部事務局	短期
防災関係機関、自主防災組織、福祉関係者等との連携による要配慮者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。		

## 第5章 災害の予防と被害軽減対策



## 第1節 水害・土砂災害防止対策

### 現状と課題

- 上郡町の河川の現況においては、2級河川では千種川、安室川、高田川、岩木川、鞍居川、梅谷川、細野川、梨ヶ原川、大富川、杉尾川、カチジ川の11河川で、その流路総延長は約67kmである。(千種川以外の流路延長は53.35km) また準用河川として羽山谷川外7河川があり、その流路総延長は10.4kmである。さらに、砂防河川として三軒屋谷川外37河川がある。  
特に、2級河川沿いには宅地と農地が広がり、局地的豪雨等への対応が必要である。
- ため池は古来より、農地のかんがい用水源として、重要な役割を果たしてきた。町内133箇所のため池で水田面積の約6割の用水をまかなっており、営農上重要な施設であるとともに、豪雨時には洪水調節の役目も兼ねる重要な施設である。  
これらのため池の多くは江戸時代から明治初期に築造されたもので、そのほとんどが土堰堤であるため老朽化が進んでいるのが現状で、農地保全上、また防災上から早期改修と、善良な維持管理が必要である。
- 町内には、多くの土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等が存在し、日ごろから地盤の強化や避難対策等の安全対策に取り組む必要がある。
- 台風や異常気象に伴う集中豪雨により河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっており、水害から人命や財産を守る対策が急務となっている。
- 水害や土砂災害については、迅速で正確な情報提供が非常に重要であるため、屋外拡声器や、ケーブルテレビ、ホームページ等での情報提供手段の整備は整ってきているが、各システムを情報担当以外の職員でも使用できるような運用方法を検討する必要がある。

### 基本方針

1. 河川、排水路の改修等に関する治水事業の促進	建設産業部 上下水道部	長期
<p>(1) 町は、台風や集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、町管理河川の改修、幹線排水路、樋門等の改良、排水ポンプ等の整備に努める。県管理河川については、県に河川改修事業の促進を強く要請する。(公共下水道雨水施設については、上下水道課)</p> <p>(2) 町は、住宅地の造成等により土地形状の変貌が著しい地域においては、流出量の変化、強雨による水害を防除するとともに、周辺排水路の整備状況に合わせ、開発指導を行う。</p> <p>(3) 町は、施設管理者と連携し、重要水防区域、樋門等の水防上重要となる箇所、施設等について定期的に点検を行い対策の基とする。</p>		

2. ため池の整備計画	建設産業部	長期																				
<p>農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、適正な維持管理に努めるとともに定期点検、耐震調査を実施した結果、要改修と判定されたため池について保全・方針を決定し、優先順位を決めたうえで計画的かつ重点的な整備を進める。</p> <p>また、農業用水源として利用実態がなく、今後も利用が見込まれないため池で下流の家屋等に被害を与える恐れのあるため池については地域防災上のリスクを除去するため積極的に廃止を推進する。</p> <p>《2042年までに事業着手の予定があるため池》</p> <table border="1" data-bbox="475 555 1158 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 555 815 600">改修予定ため池</th> <th data-bbox="815 555 1158 600">廃止予定ため池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 600 815 645">高山山田池（高山）</td> <td data-bbox="815 600 1158 645">大神池（神明寺）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 645 815 689">鳳宮池（八保丙）</td> <td data-bbox="815 645 1158 689">新垣内新池（八保）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 689 815 734">木ノ目池（山野里）</td> <td data-bbox="815 689 1158 734">新若宮池（中野）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 734 815 779">木戸池（神明寺）</td> <td data-bbox="815 734 1158 779">宮ノ下池（與井）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 779 815 824">岩ノ元池（休治）</td> <td data-bbox="815 779 1158 824">惣尻池（尾長谷）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 824 815 869">穴口池（神明寺）</td> <td data-bbox="815 824 1158 869">大成池（野桑）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 869 815 913">立藁池（宇治山）</td> <td data-bbox="815 869 1158 913">尾ノ前池（尾長谷）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 913 815 958">横谷池（野桑）</td> <td data-bbox="815 913 1158 958">峰尾池（岩木）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 958 1158 976">※横谷池はしゅんせつ</td> </tr> </tbody> </table>			改修予定ため池	廃止予定ため池	高山山田池（高山）	大神池（神明寺）	鳳宮池（八保丙）	新垣内新池（八保）	木ノ目池（山野里）	新若宮池（中野）	木戸池（神明寺）	宮ノ下池（與井）	岩ノ元池（休治）	惣尻池（尾長谷）	穴口池（神明寺）	大成池（野桑）	立藁池（宇治山）	尾ノ前池（尾長谷）	横谷池（野桑）	峰尾池（岩木）	※横谷池はしゅんせつ	
改修予定ため池	廃止予定ため池																					
高山山田池（高山）	大神池（神明寺）																					
鳳宮池（八保丙）	新垣内新池（八保）																					
木ノ目池（山野里）	新若宮池（中野）																					
木戸池（神明寺）	宮ノ下池（與井）																					
岩ノ元池（休治）	惣尻池（尾長谷）																					
穴口池（神明寺）	大成池（野桑）																					
立藁池（宇治山）	尾ノ前池（尾長谷）																					
横谷池（野桑）	峰尾池（岩木）																					
※横谷池はしゅんせつ																						
3. ため池施設の管理	建設産業部	長期																				
<p>(1) 町は、ため池の保安全管理に関する要綱（昭和60年上郡町要綱第2号）によりため池の破壊、決壊等を未然に防止し、地域住民の安全の確保を図り、ため池の健全度を調査するため定期点検を計画的に実施する。</p> <p>(2) 町は、「豊かなむらを災害から守る月間」の期間中に、ため池管理者に対し、ため池点検、改修方法の技術指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行う。</p> <p>(3) 町は、万一の災害に備え、各ため池管理者に対して次の事項について周知の徹底を図る。</p> <p>ア 監視人を配置する</p> <p>イ 応急対策資材（土のう、ムシロ、杭、縄等）を準備する。</p> <p>ウ 大雨が予想される場合は、樋管を抜いて減水する。</p> <p>エ 洪水吐の小さい池は危険時に切開し、決壊を防ぐ。</p> <p>オ 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。</p> <p>カ ため池管理者は、事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。</p>																						
4. 井堰・頭首工の管理	建設産業部	長期																				
<p>町内にある井堰・頭首工は、かんがい用水を取り込むための農業用施設であり、管理については水利組合や受益者代表者が担っている。</p> <p>台風や集中豪雨による河川の増水等が想定される場合には、災害が起こる前に安全に適切な措置を講ずることができるよう指導や助言を行う。</p>																						
5. 砂防・治山施設の整備	建設産業部 本部事務局	長期																				
<p>町は、県が実施する砂防・治山事業に協力するとともに、町独自の治山等の事業を推進する。</p>																						

<p>町は土砂災害警戒区域の公表と併せ、危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災害発生に備えた避難指示等発令の考え方についてあらかじめ住民に周知しておく。</p> <p>また森林自身が有する国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の荒廃等を踏まえ、住民の協力や参画に基づく健全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。</p>		
6. ハザードマップの作成	本部事務局	短期
<p>町は、河川及びため池の浸水想定区域や土砂災害警戒区域をはじめ、豪雨時の内水氾濫想定、地震予測の見直し等にあわせ定期的にハザードマップの見直しを行い住民に危険箇所等の周知に努める。</p> <p>また、GISシステムを活用し、避難体制、避難連絡手段、要配慮者の避難支援等、地域レベルでのハザードマップを地域住民と協働して作成し普及に努める。</p>		
7. 要配慮者利用施設に対する対応	本部事務局・厚生部 ・教育部	短期
<p>町は、河川の浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の避難確保計画に関して、次の取り組みを行う。</p> <p>(1) 避難確保計画作成の支援</p> <p>町は、要配慮者利用施設を本計画に定めた時等には、施設管理者等に対して、災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るとともに、避難確保計画の作成について、県及び町の関係部局が連携して積極的に支援を行う。</p> <p>(2) 避難確保計画の確認</p> <p>施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。</p> <p>(3) 避難確保計画を作成していない場合の指示</p> <p>避難確保計画を作成していない施設管理者等に対し、町長は避難確保計画の作成を指示するとともに、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行う。</p> <p>(4) 避難訓練実施の支援</p> <p>利用施設における避難訓練の実施について、ハザードマップ等の活用のほか、過去の災害による教訓を踏まえて、実情に応じた避難訓練が実施されるよう県及び関係部局が連携して支援を行う。</p>		

## 第2節 火災防止対策

### 現状と課題

- 地震発生時の出火や延焼拡大を防止することは、被害を軽減する上で極めて重要である。
- 自治会長へのヒアリングからも、上郡、竹万地区等狭い区域に家屋が密集し、道路が狭い地区では、火災や地震等への不安が大きく対策を検討する必要がある。

基本方針

第1 出火の防止

町は、地震に備えた出火防止策について、各家庭への指導に努める。

また、消防水利や危険箇所の把握に努めるとともに、建築物の耐火性の向上についてもあらゆる機会を通じ指導を強化する。

1. 一般家庭に対する指導	本部事務局	毎年
町は、地震発生直後に速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、平常時から地震に備えた適切な出火防止策等についてハザードマップ等により、各家庭への指導を徹底する。		

第2 消防水利・危険箇所等の把握

消防機関は、平常時より、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備える。

1. 警防調査	赤穂市消防本部	毎年
消防本部は、出動体制に支障のない限りにおいて、以下の事項について管轄区域内の調査を実施する。 (1) 地理水利調査 地形や道路、橋梁及び防火対象物等の状況並びに水利の維持管理等の状況について調査する。 (2) 救助困難対象物調査 人命救助活動を効率的に実施するため、3階建以上のものについて調査する。 (3) 中高層建物調査 高さ15m（3階建）以上の建物の実態を把握するため調査する。 (4) その他の調査 上記以外の管轄区域の状況について、署長が消防活動上必要と認める場合に調査する。		
2. 消防水利の充足	本部事務局	毎年
町は、消防水利の充足状況を確認し、不足箇所への消火栓整備や防火水槽の設置等、消防水利の充足率向上を図る。		

第3 建築物の耐火性の向上

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

1. 消防同意制度の活用	赤穂市消防本部 建設産業部	毎年
消防本部は、消防法の規定に基づく消防同意制度（建築物の新築、増築等を許可又は確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図る。		

## 第3節 公共建築物の耐震性の向上

### 現状と課題

- 本町は公共建築物を 136 施設（総延床面積 101,962 m<sup>2</sup>）保有している。昭和 50 年代から昭和 60 年代初頭にかけて、学校教育系施設、行政系施設をはじめ集中的に整備されており、この期間に整備された施設は延床面積で 47,865 m<sup>2</sup>、全体の約 47%を占めている。  
昭和 56 年以前の旧耐震基準で整備された施設の割合は 34%、新耐震基準で整備された施設の割合は 66%となっている。旧耐震基準で整備された施設のうち、学校等については、耐震補強、改修工事を実施しており、残りの約 24%が未対応又は不明の状況である。
- 町立小中学校の校舎については、学校耐震改修工事を実施し耐震改修工事は完了している。
- 町立小中学校の大型調度備品は壁、床に固定式で設置している。その他小型の管理備品・強化備品は転倒防止器具等による個別の転倒防止対策を行うよう指導している。また、ガラスの飛散防止対策は、耐震工事に際し強化ガラスへの取り替えや飛散防止フィルムを貼っている。

### 基本方針

1. 防災上重要な公共建築物の耐震性確保	総務部 各施設管理者	長期
<p>町は、昭和 56 年の新耐震基準以前に建てられ、地震発生時に応急対策活動の拠点となる消防施設等の公共建築物については、その重要性に応じて耐震診断及び耐震補強に努める。</p> <p>また、新たに建設する公共建築物は、最新の耐震設計と防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。</p>		
2. 学校等施設の安全対策	教育部	短期
<p>学校、図書館等、多数の住民が利用する公共施設は、コンピュータやテレビ等の機器、ロッカー、書棚等の家具・建具類、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下の防止等について、その安全性を高めるとともに、児童生徒、利用者、職員の安全と避難通路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。</p>		
3. 社会基盤施設の老朽化対策の推進	総務部 各施設管理者	長期
<p>社会基盤施設である公共建築物の急速な老朽化が懸念されることから、施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。</p>		

## 第4節 民間建築物の耐震性の向上

## 現状と課題

- 国は指針（平成18年1月25日告示）において住宅の耐震化率を平成27年までに9割にすることを目標としており、本町においても「住宅耐震化促進事業補助」を実施し、町内建築物の耐震化を推進している。
- 兵庫県南部地震では、建物の倒壊や家具等の転倒による圧死が死者の約8割を占めており、建物の倒壊によって道路が塞がれることで避難や消防活動に支障をきたすケースも多く報告された。また、木造建物が密集している地区等では、地震発生時等に万一火災が発生した場合、広範囲にわたって延焼が拡大する危険も想定される。
- 本町では、耐震化に対応した公共建物においては、家具の転倒防止やガラスの飛散防止等対策は完了しているが、民間への支援は行っていない。家具の転倒防止やガラスの飛散防止対策は、比較的容易にでき、かつ人身被害を直接軽減できる手法であることから、本町においても積極的な啓発に取り組むことが求められている。

## 基本方針

建築物の倒壊や焼失を防ぎ、さらには地域全体の安全性向上を図るため、個々の建物について安全性を点検し、必要に応じて耐震改修や不燃化対策等の予防策が実施されるよう、各種支援促進策を講じるものとする。

1. 建築物の防災化促進	建設産業部	毎年
町は、建築物等の防災化及び防災対策についての徹底を図るため、耐震改修等に関する建築相談に応じるとともに、建築物の防災週間を含めたあらゆる機会をとらえ、町内の危険建築物の把握に努める。また、民間建築物の所有者等に対し、耐震工法、耐震補強等に関するPRを行い、耐震改修等についての知識の普及を図る。		
2. 耐震化促進策の実施	建設産業部	毎年
町は、上郡町簡易耐震診断推進事業の普及により、一般建築物の耐震診断を行うとともに、耐震性の劣る建築物について耐震化を促進する。		
3. 耐震改修促進計画の策定（見直し）	建設産業部	短期
町は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案して策定している耐震改修促進計画について、検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。		
4. 家具の固定・ガラスの飛散防止対策等の推進	本部事務局	毎年
町は、家具転倒等による人身への危険性を踏まえ、家具の固定やガラスの飛散防止対策等について広報紙、冊子、公共施設への展示等を推進し、住民意識の啓発を図る。		

5. 被災建築物応急危険度判定体制の整備	建設産業部	毎年
<p>町は、大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する職員（判定士）を養成して、町職員による被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めるとともに、県との連絡体制の充実を図る。</p>		
6. 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進	本部事務局	毎年
<p>町は、阪神・淡路大震災の教訓から、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて創設された「兵庫県住宅再建共済制度」により、被災住宅の再建・補修のための相互扶助の取組を推進する。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。[資料 1-17-1 兵庫県住宅再建共済制度]</p>		

## 第5節 ブロック塀・自動販売機・工作物の安全化

### 現状と課題

- 地震に伴うブロック塀や自動販売機等の倒壊被害は、人身被害のみならず避難や緊急車両の通行障害になることが予想されるため、安全化に向けた取組を促進する必要がある。
- 屋外広告物法では、一定規模以上の看板等については町へ届出を行い、2年毎に更新するようになっている。町では、これらの看板等に不具合があれば管理者に連絡し改善を指導している。しかし、法に基づく届出がされていないものについては実態が把握されていない。

### 基本方針

1. ブロック塀等の安全化	建設産業部	毎年
<p>町は、住民や事業所が有するブロック塀等の安全管理を徹底し、必要に応じて補強、フェンス・生垣化等を図るよう啓発する。</p>		
2. 看板等工作物等の安全化	本部事務局 建設産業部	毎年
<p>看板、電力柱・電信柱、街路灯・防犯灯・装飾灯等の工作物は、日常から各施設管理者が適切に管理するとともに、町は、必要に応じて補強や再整備等を要請する。</p>		

## 第6節 危険物施設等災害予防

### 現状と課題

○地震により危険物施設に損傷が生じた場合、爆発性火災、毒性物質の漏洩等、特殊な災害の発生が懸念される。

### 基本方針

#### 第1 危険物施設の安全対策

消防法上に規定する石油等の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の災害防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次のような対策を実施する。また、平常時から震災時の的確な防災活動に備えた教育・訓練の推進、自衛消防組織の育成強化等を図り、危険物施設の安全対策に万全を期す。

1. 施設の安全化指導	赤穂市消防本部	毎年
<p>消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、耐震性の向上を図るため、次の指導を徹底し、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。</p> <p>(1) 危険物施設の設置・変更に伴う指導 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。</p> <p>(2) 既設危険物施設の安全化指導 既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の管理者等に対し、地震時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を指導する。</p>		
2. 自主保安体制の強化	赤穂市消防本部	毎年
<p>消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間には、立入検査、自主点検等を実施し、自主保安意識の高揚を図る。</p> <p>ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。</p> <p>イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。</p> <p>ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。</p> <p>エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。</p> <p>オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。</p> <p>カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。</p> <p>[資料 5-5-1 「備蓄防災資機材」]</p>		

3. 立入検査の実施	赤穂市消防本部	毎年
<p>消防本部は、立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。</p> <p>ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況を検査し、不備欠陥事項については、早期改善を指導する。</p> <p>イ 危険物施設における貯蔵、取扱、移送及び運搬についての安全管理状況の検査では、警察官と連携し、事故防止のための指導を行う。</p>		
4. 化学消防力の強化	赤穂市消防本部	毎年
<p>消防本部は、化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用等化学消防力の強化を図る。</p>		

## 第2 高圧ガス施設の安全対策

1. 高圧ガス施設の安全対策	赤穂市消防本部	毎年
<p>町内の高圧ガス施設は、高圧ガス保管法により規制され、県が監督しているため、町は県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。</p> <p>各事業者は、高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時の高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。</p> <p>(1) 危険時の通報 高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 緊急措置 町は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。</p> <p>(3) 保安教育 危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。</p> <p>(4) 訓練等 消防本部は、各事業者が、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。</p>		

### 第3 LPガス施設の安全対策

町内のガス供給は、LP ガスにより対応している。LP ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、町は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

1. LP ガス施設の安全対策	赤穂市消防本部	毎年
<p>各事業者は、LP ガスによる災害の防止又は災害時の LP ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。</p> <p>(1) 危険時の通報 LP ガス製造所又は LP ガスの充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 緊急措置 町は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は LP ガスの取扱制限等を速やかに実施する。</p> <p>(3) 保安教育 危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。</p> <p>(4) 訓練等 消防本部は、各事業者が、LP ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。</p>		

### 第4 毒物・劇物等保有施設の安全対策

毒物・劇物等保有施設の安全対策毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施され安全対策が図られている。町は県及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

1. 毒物・劇物等保有施設の安全対策	厚生部	毎年
<p>町及び各事業所は、毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。</p> <p>(1) 危険時の通報 毒物・劇物が災害により飛散、流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 緊急措置 町は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。</p>		

(3) 自主保安体制の強化

- ア 毒物・劇物保有業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして、危害防止を図るよう指導する。
- イ 毒物・劇物保有業者等は、日頃から従業員に対する安全教育の実施に心がけるよう指導する。

## 第7節 災害に係る調査・研究の実施

### 現状と課題

○町において、災害の調査研究を実施することは困難であるが、地域の地形、気象状況等に応じた防災対策が必要であり、可能な範囲で調査等を行う必要がある。

### 基本方針

#### 第1 データの蓄積及び分析

1. 降雨等データの蓄積及び分析	本部事務局	毎年
降雨等による河川の氾濫や内水浸水等、降雨量や河川の水位等の関係を調査分析するとともに、土砂災害、地震災害等においても被災市町の状況や対応を調査し、災害に備える。		

